

訴訟書類送信書

平成24年12月21日

☒ 鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

☒ 原告 宮部 慎太郎 様 (FAX : 0857-54-1781)

☐ 被告

☐ 原告 代理人

☒ 被告 弁護士

駒井 重忠

tel 0857-25-0150

fax 0857-25-0151

事件の表示

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

原告 宮部 慎太郎

被告 鳥取市

送信文書内容

本書を含めず (32枚)

☐ 答弁書 ☐ 準備書面 ☐ 証拠申出書 ☒ 証拠説明書
☐ 書証 ()
その他 () [平成24年12月21日付]

☐ 答弁書 ☐ 準備書面 ☐ 証拠申出書 ☐ 証拠説明書
☒ 書証 (乙第1乃至2号証)
その他 () [平成 年 月 日付]

受信後、ただちに次の措置をお採りください。

1. 落丁・送信ミスの有無を確認してください。
2. 落丁・送信ミスがなければ受領書部分をご記入の上、この文書を送信者と裁判所宛にファクシミリで送信してください。
3. 落丁・送信ミスがあれば、送信者に委細をご連絡ください。

受 領 書

平成24年12月21日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中 (FAX 0857-29-9744)

☐ 原告 ☒ 被告 訴訟代理人弁護士 駒井重忠 (FAX 0857-25-0151)

原告 宮部 慎太郎

1. 送信文書 (計32枚) を平成24年12月21日受領しました。
2. 送信文書の原本のコピー交付の要否・・・ ☐ 必要 ☒ 不要

平成24年(行ウ)第6号
原告 宮部慎太郎
被告 鳥取市

証 拠 説 明 書

平成24年12月21日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 駒 井 重 忠

弁護士 西 川 弘 康

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
乙1	鳥取市税条例 (ホームページより抜粋)	写 し	平成24年11月9日 (写し作成日)	被告代理人 (写し作成者)	鳥取市税条例の内容	
乙2	鳥取市固定資産税及び都市計画 税に係る減免措置取扱要領	写 し	平成24年11月9日 (写し作成日)	被告代理人 (写し作成者)	鳥取市固定資産税及び都市 計画税に係る減免措置取扱要 領の内容	

目次

- 第1章 総則
- 第1節 通則(第1条—第6条の2)
- 第2節 賦課徴収(第7条—第15条)
- 第2章 普通税
- 第1節 市民税(第16条—第36条の12)
- 第2節 固定資産税(第37条—第68条)
- 第3節 軽自動車税(第69条—第80条)
- 第4節 市たばこ税(第81条—第87条の5)
- 第5節 釐産税(第88条—第122条)
- 第6節 特別土地保有税(第123条—第138条)
- 第3章 目的税
- 第1節 入湯税(第139条—第148条)
- 第2節 都市計画税(第149条—第153条)

附則

(目次…一部改正〔平成元年条例7号・7年51号〕)

第1章 総則

第1節 通則

(課税の根拠)

第1条 市税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市職員をいう。
- (2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。
- (4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。
- (5) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となった法律及びこの条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に違法又は錯誤があった場合における救済の方法を記載した文書で、市が作成するものをいう。
- (6) 納入通知書 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)及びこの条例の規定によって科せられた過料並びにその納期限等を、その者に対し告知するため市が作成する文書をいう。

(本条…一部改正〔平成19年条例2号〕)

(税目)

第3条 市税として課する普通税は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市たばこ税
- (5) 釐産税
- (6) 特別土地保有税

2 市税として課する目的税は次に掲げるものとする。

- (1) 入湯税
- (2) 都市計画税

(1項…一部改正〔平成元年条例7号〕)

第4条及び第5条 削除

(条例施行の細目)

第6条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この条例に定めるもののほか、規則で定める。

(鳥取市行政手続条例の適用除外)

第6条の2 鳥取市行政手続条例(平成7年鳥取市条例第51号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他の公権力の行使に当たる行為については、鳥取市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

2 鳥取市行政手続条例第3条、第4条又は第34条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第34条第2項及び第35条の規定は、適用しない。

(本条…追加〔平成7年条例51号〕)

第2節 賦課徴収

(課税漏れ等に係る市税の取扱い)

第7条 課税漏れに係る市税又は詐偽その他不正の行為により免がれた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度(法人税割にあっては、その課税標準の算定期間の末日現在)の税率によって、その金額を直ちに賦課徴収する。

第8条から第10条まで 削除

(公示送達)

第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、鳥取市公告式条例(昭和25年鳥取市条例第12号)第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(災害等による期限の延長)

第11条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2 前項の指定は、市長が公示によって行うものとする。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、第1項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、同項に規定する理由がやんだ後、速やかにその理由を記載した書面で行なければならない。

5 市長は、第3項に規定する期限を延長したときは、期日その他必要な事項を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。当該期限の延長を認めないときも、また同様とする。

(納税証明事項)

第11条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明書の交付手数料)

第11条の4 法第20条の10の納税証明書の交付手数料は、鳥取市手数料条例(平成12年鳥取市条例第11号)に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料は徴しない。

2 前項の納税証明書の枚数の計算については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。

(1項…一部改正〔平成12年条例7号・11号〕)

(納期遅後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5(第36条の7の2

第131条第1項又は第142条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) 第31条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5、第33条の6の4第1項、第36条の7、第53条、第72条第2項、第87条の5第2項、第90条又は第142条第3項の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (2) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第33条の7第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間
(本条…一部改正〔昭和57年条例20号・59年10号・60年5号・62年30号・平成元年7号・10年25号・11年19号・13年22号・14年33号・15年19号・20年31号・22年29号〕)

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第13条 前条、第33条の2第2項、第33条の7第3項、第33条の9第2項、第34条、第36条の12第2項、第60条の4第2項、第87条第5項、第87条の4第2項、第131条第2項及び第132条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(本条…一部改正〔昭和60年条例5号〕)

(督促手数料)

第14条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(本条…一部改正〔平成16年条例9号〕)

第15条 削除

第2章 普通税

第1節 市民税

(市民税の納税義務者等)

第16条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合計額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下「寮等」という。)を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの
- (5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

2 前項第1号の市内に住所を有する個人とは、住民基本台帳の適用を受ける者については、住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 住民基本台帳に記録されていない個人が市内に住所を有する者である場合には、その者を住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市民税を課する。この場合において、市長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4 法第294条第3項の規定により他の市町村の長から通知を受けた場合には、第2項の規定にかかわらず、市民税を課することができない。

5 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。

6 法第296条第1項第2号に掲げる者で、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する市民税は、第1項の規定にかかわらず当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う市内の事務所又は事業所に課する。

7 公益法人等(法人税法第2条第6号の公益法人並びに管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち、法第296条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって、法人とみなされるものに対する法人税割額は、第1項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う市内の事務所又は事業所に課する。

8 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第24条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)(又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(7項…一部改正〔平成4年条例22号・7年12号・10年39号〕、1・5—8項…一部改正〔平成19年条例30号〕、1・7・8項…一部改正〔平成20条例29号〕、7項…一部改正〔平成20年条例43号〕)

(個人の市民税の非課税の範囲)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けている者
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が315,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に189,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(2項…一部改正〔昭和55年条例21号・56年23号・57年20号〕、1・2項…一部改正〔昭和59年条例10号〕、2項…一部改正〔昭和61年条例14号〕、1項…一部改正〔平成元年条例7号〕、2項…一部改正〔平成元年条例17号・2年9号・3年14号・4年22号・5年21号〕、1・2項…一部改正〔平成6年条例11号〕、2項…一部改正〔平成10年条例25号・12年29号・14年21号〕、1・2項…一部改正・3項…削除〔平成16年条例16号〕、1項…一部改正〔平成17年条例45号〕、2項…一部改正〔平成18年条例33号〕)

(市民税の納税管理人)

第18条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、鳥取市の区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)(のうちから納税管理人を定め、これを定める必要を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。)(のうちから納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税

管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届けなければならない。

(1項…一部改正・2項…追加〔平成10年条例25号〕)

(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

- し、10万円以下の過料を科することができる。
- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発付する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
- (1項…一部改正〔平成10年条例25号〕、3項…一部改正〔平成16年条例16号〕、1項…一部改正〔平成23年条例31号〕)

第20条から第23条まで 削除
(均等割の税率)

第24条 第16条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の税率は、3,000円とする。

- 2 第16条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないものの以外のもの(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)) エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。) オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この表において同じ。))を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び工に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。))の数の合計数(次号から9号までにおいて「従業者数の合計数」という。))が50人以下のもの	年額 60,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 144,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 156,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 180,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 192,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 480,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 492,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 2,100,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,600,000円

- 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(1項…一部改正〔昭和55年条例21号〕、2項…一部改正〔昭和58年条例23号・58年6号・59年10号〕、1・2項…一部改正〔昭和60年条例20号〕、2項…一部改正〔平成4年条例22号・6年11号・7年12号〕、1・2項…一部改正〔平成8年条例28号〕、2項…一部改正〔平成10年条例39号・14年21号〕、2・3項…一部改正〔平成14年条例33号〕、2項…一部改正〔平成15年条例19号〕、1・2項…一部改正〔平成16年条例16号〕、2項…一部改正〔平成18年条例33号〕、2・3項…一部改正〔平成20年条例29号〕、3項…一部改正〔平成22年条例29号〕)

(法人の市民税の均等割の課税免除)

第25条 市長は、認可地縁団体(地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体のうち、収益事業を行わないものをいう。以下この条において同じ。))に対し、法人の市民税の均等割を課さない。

- 2 法人の市民税の均等割の課税免除を受けようとする認可地縁団体は、納期限前7日までに規則で定める申請書に、収益事業を行わないものであることを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前項の規定により法人の市民税の均等割を課さないこととされた認可地縁団体は、その事由が消滅するまでの間においては、当該申請書の提出を省略することができる。

- 3 第1項の規定により法人の市民税の均等割を課さないこととされた認可地縁団体は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(本条…全部改正〔平成22年条例29号〕)

(所得割の課税標準)

第26条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

- 2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。

- 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第27条の9において「特定配当等」という。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。))に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。))は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

- 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第27条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。))に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。))は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(3—6項…追加〔平成15年条例19号〕、3・5項…一部改正〔平成20年条例31号〕)

第27条 削除

及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(本条…一部改正〔昭和57年条例20号・58年6号・62年30号・平成元年17号・2年9号・3年14号・13年24号・16年20号・18年40号・20年31号〕)

(所得割の税率)

第27条の3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

(1項…一部改正〔昭和55年条例21号・59年10号・62年30号・平成元年7号・2年9号・3年14号・6年36号・9年14号・18年40号〕)

(法人税割の税率)

第27条の4 法人税割の税率は、100分の14.7とする。

(本条…全部改正〔平成18年条例40号〕)

第27条の5 削除

(調整控除)

第27条の6 所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)(が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)(の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

(本条…全部改正〔平成18年条例40号〕)

(寄附金税額控除)

第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等(同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。)(に対するものに限る。))を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。))をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(本条…全部改正〔平成23年条例31号〕、1項…一部改正〔平成24年条例30号〕)

(外国税額控除)

第27条の8 所得割の納税義務者が、法第314条の8に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第314条の8及び令第48条の9の2に規定するところにより控除すべき額を、第27条の3及び前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(本条…一部改正〔平成18年条例40号〕、一部改正・旧27条の7…繰下〔平成20年条例31号〕)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第27条の9 所得割の納税義務者が、第26条第4項の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第27条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の県民税若しくは市県民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

(本条…追加〔平成15年条例19号〕、2項…一部改正〔平成16年条例16号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔平成18年条例40号〕、1項…一部改正〔平成18年条例40号〕、1・3項…一部改正・旧27条の8…繰下〔平成20年条例31号〕)

(所得の計算)

第28条 第16条第1項第1号の者に対して所得割を課する場合においては、次に定めるところによって、その者の第26条第1項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する。

(1) その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合には、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

(2) その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第29条 市民税の納税義務者に係る所得税の基礎となった所得の計算が一般に著しく適正を欠くと認められる場合においては、各納税義務者について、法又はこれに基づく政令で特別の定をする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従ってその所得を計算し、その計算したところに基づいて市民税を課する。

(市民税の申告)

第29条の2 第16条第1項第1号の者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)(小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは純損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)(の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第17条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかった者を指し、その者に第1項の申告書を市長の前項の期限までに提出させることができる。

3 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。))は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条

- 4 第1項ただし書に規定する者(第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第16条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第16条第1項第2号の者に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所又は家庭教師の所在その他必要事項を申告させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第16条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
- (1・3・5項…一部改正〔昭和62年条例30号〕、1・3項…一部改正〔昭和63年条例14号〕、1項…一部改正〔平成元年条例7号〕、1・3項…一部改正〔平成元年条例17号〕、1項…一部改正〔平成2年条例9号・14年21号〕、4項…一部改正〔平成14年条例33号〕、1項…一部改正〔平成15年条例19号〕、1・2項…一部改正〔平成17年条例45号〕、5項…一部改正〔平成18年条例40号・20年29号〕、1・3項…一部改正〔平成20年条例31号〕、3項…一部改正〔平成21年条例20号〕)

注 平成26年1月1日から施行(24年30号)

第29条の2第1項ただし書中「、寡婦(寡夫)控除額」を削る。

- 第29条の3 第16条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書(以下この条において「確定申告書」という。)を提出した場合には、この節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に、前条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち、法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。
- (1・2項…一部改正〔平成11年条例19号〕、2項…一部改正〔平成23年条例31号〕)
- (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)
- 第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
- (本条…追加〔平成22年条例29号〕)
- (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)
- 第29条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。
- (本条…追加〔平成22年条例29号〕)
- (市民税に係る不申告に関する過料)
- 第29条の4 市民税の納税義務者が第29条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。
- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発付する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。
- (3項…一部改正〔平成16年条例16号〕、1項…一部改正〔平成23年条例31号〕)

(個人の市民税の賦課期日)

第30条 個人の市民税の賦課期日は、当該年度の所属する年の1月1日とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第30条の2 個人の市民税の徴収については、第33条の3、第33条の6の2第1項、第33条の6の5又は第36条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法による。

2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第31条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 6月17日から同月30日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 10月1日から同月31日まで
- 第4期 翌年1月1日から同月31日まで

2 市長は、特別の事情がある場合において前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。

(1項…一部改正〔昭和62年条例30号〕)

(個人の市民税の納税通知書)

第32条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の市民税額及び県民税額の合算額(第33条の6第1項又は第33条の6の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第33条の6第1項又は第33条の6の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった日以降に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(本条…一部改正〔平成20年条例31号〕)

(個人の市民税の納期前の納付)

第33条 個人の市民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(2項…一部改正〔昭和60年条例5号・平成8年28号・12年13号・18年67号〕、削除〔平成18年条例67号〕)

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収)

第33条の2 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第28条第1号ただし書若しくは第2号又は第29条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちの決定があった日までの納期に係る分(以下次項において「不足税額」と総称する。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第31条の各納期(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第31条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第33条の3 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 支給期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支給を受ける者

(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船舶で不定期に給与の支払を受ける者

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第29条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でもその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間に於いて異動を生じた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めたときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から翌年の12月31日までの間に於いて給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌日以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間に於いて発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(1項…一部改正〔昭和62年条例30号〕、見出…全部改正・2・3項…一部改正〔平成20年条例31号〕、2・3項…一部改正・4項追加・旧4・5項…1項ずつ繰下〔平成22年条例20号〕)

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第33条の4 前条第1項から第3項までの規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、当該年度の初日において同条第1項の納税義務者に対して給与の支払をする者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。)(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。以下同じ。)(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務があるものとし、前条第5項の規定による特別徴収に係る市民税の特別徴収義務者は、同項の当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者とする。

2 同一の納税義務者について、前項の特別徴収義務者が2以上ある場合において、各特別徴収義務者に徴収させる給与所得に係る特別徴収税額の額は、市長が定めるところによる。

(見出…全部改正・2項…一部改正〔平成20年条例31号〕、1項…一部改正〔平成22年条例20号〕)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を旅行規則第5

第33条の5の2 第33条の4第1項の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時10人未満であるものに限る。以下この条、次条及び第33条の5の4において「事務所等」という。）につき、市長の承認を受けた場合には、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与について徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、前条の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに納入することができる。

（見出…全部改正・本条…一部改正〔平成20年条例31号〕）

（納期の特例に関する承認の申請）

第33条の5の3 前条の承認の申請をしようとする者は、その承認を受けようとする事務所等の所在地、当該事務所等において給与の支払を受ける者の数その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（納期の特例の要件を欠いた場合の届出）

第33条の5の4 第33条の5の2の承認を受けた者は、その承認に係る事務所等において給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なく、その旨その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があったときは、その提出の日の属する回条に規定する期間以後の期間については、その承認は、その効力を失うものとする。

（承認の取消し等があった場合の納期の特例）

第33条の5の5 第33条の5の2の承認の取消し又は前条の届出書の提出があった場合には、その取消し又は提出の日の属する第33条の5の2に規定する期間に係る第33条の5に規定する月割額のうち同日の属する月以前の各月に徴収すべきものについては、同日の属する月の翌月10日をその納期限とする。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6 個人の市民税の納税者が、給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する回条の納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が、当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって、当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（見出…全部改正・1・2項…一部改正〔平成20年条例31号〕）

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第33条の6の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第33条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第33条の6の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

（1）当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者

（2）当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

（3）特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（本条…追加〔平成20年条例31号〕、2項…削除・3項…一部改正し2項に繰上〔平成21年条例20号〕、1項…一部改正〔平成22年条例20号〕）

（年金所得に係る特別徴収義務者）

第33条の6の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

（本条…追加〔平成20年条例31号〕、一部改正〔平成21年条例20号〕）

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第33条の6の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（本条…追加〔平成20年条例31号〕）

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第33条の6の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年中において第33条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第33条の6の2第1項の規定の適用がある場合における回条、第33条の6の3及び前条の規定の適用にあつては、第33条の6の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第33条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

3 第33条の6の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第33条の6の3中「前条第1項」とあるのは「第33条の6の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

（本条…追加〔平成20年条例31号〕、1—3項…一部改正〔平成21年条例20号〕）

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第33条の6の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する回条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって、当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(本条…追加〔平成20年条例31号〕)

(法人の市民税の申告納付)

第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に、年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって、納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項及び第34条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第11条の2の規定を適用することができる。

6 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第33条の9第3項及び第34条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第34条第2項において同じ。))に限る。))については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第34条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第34条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第11条の2の規定を適用することができる。

(1・3項…一部改正〔昭和60年条例20号〕、1—4項…一部改正〔昭和62年条例30号・平成13年22号〕、1—5項…一部改正・6項追加〔平成14年条例33号〕、2項…一部改正〔平成16年条例16号〕、見出・1・4項…一部改正〔平成20年条例29号〕、6項…一部改正〔平成22年条例20号〕、1—4項…一部改正〔平成22年条例29号〕)

第33条の8 削除

(法人の市民税の不足税額の納付手続)

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過するときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るもの)にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1項…一部改正〔昭和60年条例20号〕、2・3項…一部改正〔昭和62年条例30号・平成13年22号〕、14年33号)、見出・1項…一部改正〔平成20年条例29号〕、2・3項…一部改正〔平成22年条例29号〕)

(市民税の減免)

第33条の10 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
 - (2) 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
 - (3) 学生及び生徒
 - (4) 公益社団法人及び公益財団法人のうち、収益事業を行わないもの
 - (5) 前各号に掲げるものを除くほか、特別な事由があるもの
- 2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
 - (2) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(1項…一部改正〔平成16年条例41号・20年31号・22年29号〕)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第34条 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。))は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。))に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間

(2項…追加〔平成14年条例33号〕)

第35条及び第36条 削除

(退職所得の課税の特例)

第36条の2 退職手当等(所得税法第199条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。)の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者が当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第26条、第27条の3及び第30条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、次条から第36条の12までに規定するところによって課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第36条の3 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第30条第2項に規定する退職所得の金額の計算の例によって算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第36条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

(本条…全部改正〔平成18年条例40号〕)

(分離課税に係る所得割の徴収)

第36条の5 分離課税に係る所得割は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者の指定)

第36条の6 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者(他の市町村内において退職手当等の支払をする者を含む。以下同じ。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第36条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに施行規則第5号の8様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(特別徴収税額の納期の特例)

第36条の7の2 第33条の5の2から第33条の5の5までの規定は、前条の規定により同条の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第33条の5の2中「第33条の4第1項」とあるのは「第36条の6」と、「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と読み替え、第33条の5の4中「第33条の5の2」とあるのは「第36条の7の2において準用する第33条の5の2」と読み替え、第33条の5の5中「第33条の5の2」とあるのは「第36条の7の2において準用する第33条の5の2」と、「第33条の5に規定する月割額」とあるのは「第36条の7の規定により徴収した特別徴収税額」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額)

第36条の8 第36条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済の他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額

(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済の他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済の他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済の他の退職手当等につき第36条の7の規定により徴収された、又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第36条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額とする。

(退職所得申告書)

第36条の9 退職手当等の支払を受ける者でその退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において市内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、施行規則第5号の9様式による申告書をその退職手当等の支払をする者を経由して市長に提出しなければならない。この場合において、支払済の他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済の他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理された時に市長に提出されたものとみなす。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第36条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(1項…一部改正〔平成23年条例31号〕)

(分離課税に係る所得割の不足金額等の納入)

第36条の11 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、法第328条の10、第328条の11又は第328条の12の場合において不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の納入の告知を受けたときは、これらの金額を当該告知書で指定する期限までに納入書によって納入しなければならない。

(分離課税に係る所得割の普通徴収)

第36条の12 その年において退職手当等の支払を受けた者が第36条の8第2項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された、又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第36条の7の規定により徴収された、又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を超えたときは、第36条の5の規定にかかわらず、その超える金額に相当する税額を直ちに普通徴収の方法によって徴収する。この場合には、第31条から第33条の2までの規定は、適用しない。

2 前項の場合には、同項の規定によって徴収すべき税額に第36条の7又は第36条の7の2において準用する第33条の5の2の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に、年14.6パーセント(納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

第2節 固定資産税

(固定資産税の納税義務者等)

第37条 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対し、その所有者(賃借又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、この賃借者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。))とする。以下固定資産税について同じ。))として登記又は登録されている者という。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者というものとする。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなし、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。))又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法

その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等又は当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

- 6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。
- 7 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む旨の項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。)が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところに従ひ当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもって第1項の所有者とみなす。
- 8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(6項…一部改正〔昭和56年条例23号〕、2・7項…一部改正〔昭和59年条例10号〕、6項…一部改正〔平成元年条例17号〕、8項…一部改正〔平成5年条例21号〕、4項…削除・旧5項…4項に繰上・旧6—8項…1項ずつ繰上〔平成6年条例11号〕、5項…一部改正〔平成10年条例25号〕、5・6項…一部改正〔平成12年条例29号〕、5項…一部改正〔平成15年条例19号〕、見出・6項…一部改正〔平成16年条例16号〕、8項…追加〔平成16年条例20号〕、2・5項…一部改正〔平成17年条例1号〕、5項…一部改正〔平成20年条例29号〕、8項…一部改正〔平成20年条例31号・21年20号〕、6項…一部改正〔平成21年条例23号〕、6・8項…一部改正〔平成22年条例29号〕、8項…一部改正〔平成24年条例28号〕)

第38条から第40条まで 削除

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告)

第41条 法第348条第2項第3号の土地又は家屋について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地又は家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては当該土地又は家屋を当該神社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 神社、寺院又は教会の設立及び境内地若しくは籍内地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 宗教法人の用に供し始めた時期

(本条…一部改正〔昭和60年条例20号・平成11年19号〕)

第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては、当該土地家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期
- (5) 償却資産の所在、種類及び数値並びにその用途
- (6) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

(本条…一部改正〔昭和60年条例20号・平成9年14号・11年19号・14年11号・20年31号・21年20号〕)

第43条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、市に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在と家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期
- (5) 償却資産の所在、種類、数量及びその用途
- (6) 社会福祉事業等の用に供し始めた時期

(本条…一部改正〔昭和60年条例20号・平成8年28号・11年19号・18年40号〕)

第43条の2 法第348条第2項第11号の3及び第11号の4の固定資産について、同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については、第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(5) 直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期

(本条…一部改正〔平成11年条例19号〕)

第43条の3 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

(本条…追加〔平成21年条例20号〕)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第44条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(本条…一部改正〔平成11年条例19号・18年40号・21年20号〕)

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務)

第45条 固定資産を有料で借り受けた者がこれを法第348条第2項に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に対し固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第45条の2 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)(土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。))又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。))に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第2年度(基準年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第2年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部又は一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか、又は当該市内を通じて固定資産税の課税上若しくは均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第3年度(第2年度の翌年度をいう。以下同じ。)の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格(第2年度において前項ただし書に掲げる事情があったため、同項ただし書の規定によって当該土地又は家屋に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下この項において同じ。)(土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について、第3年度の固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか、又は当該市内を通じて固定資産税の課税上若しくは均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第2年度において、新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第2年度の土地又は家屋」という。))に対して課する第2年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第2年度の土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第2年度の土地又は家屋について第3年度固定資産税の賦課期日において地目の変換、家屋の改築若しくは損壊その他これらに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、第2年度の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか、又は当該市内を通じて固定資産税の課税上若しくは均衡を失すると市長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第3年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第3年度の土地又は家屋」という。))に対して課する第3年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

7 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5に定める額とする。

9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第60条の3において同じ。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。))に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(9・10項…一部改正〔平成5年条例24号〕、8項…一部改正〔平成14年条例21号〕、9・10項…一部改正〔平成18年条例33号・23年28号〕)

(固定資産税の税率)

第46条 固定資産税の税率は、100分の1.5とする。

(固定資産税の免税点)

第47条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合には、固定資産税を課さない。

(本条…一部改正〔平成3年条例14号〕)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第47条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 補正の方法

2 前項の申出書には、当該申出が当該区分所有者全員の協議に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。

(1項…一部改正〔昭和58年条例6号・59年10号〕)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第47条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (4) 各共有土地納税義務者の住所及び氏名、各共有土地納税義務者の共有土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員の共有に属する共有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合並びに当該各共有土地納税義務者の当該共有土地に係る持分の割合
- (5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共有土地(以下この項及び次項において「特定被災共有土地」という。))に係る固定資産税額のおん分の申出は、法第352条の2第6項に規定する特定被災共有土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共有土地納税義務者」という。))の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第60条の3の2において「被災年度」という。))の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第60条の3の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第60条の3の2において「避難等解除日」という。))の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第60条の3の2において「被災年」という。))の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所及び氏名
- (2) 特定被災共有土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共有土地に係る法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋(次号において「被災区分所有家屋」という。))の被災年度に係る賦課期日における所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 特定被災共有土地に係る被災区分所有家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等(法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。第60条の3の2第1項第4号において同じ。))の発生した日時及びその詳細
- (5) 各特定被災共有土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共有土地納税義務者の当該特定被災共有土地に係る持分の割合
- (6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共有土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等(以下本項において「特定仮換地等」という。))に係る固定資産税額のおん分の申出については、前項中「第352条の2第6項」とあるのは「第352条の2第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共有土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共有土地」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共有土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共有土地に」として、前項の規定を適用する。
- 4 前3項の申出書には、当該申出が当該共有土地納税義務者又は特定被災共有土地納税義務者(前項の規定により読み替えて適用される第2項の申出書にあっては、特定仮換地等納税義務者)全員の合意に基づくものである旨を証する書類を添付しなければならない。
- (本条…追加〔昭和58年条例6号〕、1項…一部改正〔昭和59年条例10号〕、見出…全部改正・1項…一部改正・2・3項…追加・旧2項…一部改正し4項に繰下〔平成13年条例22号〕、2項…一部改正〔平成17年条例38号〕)
- (固定資産税の納税管理人)
- 第48条 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。))を有しない場合においては、鳥取市の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。))のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に、納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。))のうち納税に關する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- (1項…一部改正・2項…追加〔平成10年条例25号〕)
- (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
- 第49条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について、正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に對し、10万円以下の過料を科することができる。
- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。
- (1項…一部改正〔平成10年条例25号・23年31号〕)
- (固定資産税の賦課期日)
- 第50条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。
- 第51条及び第52条 削除
- (固定資産税の納期)
- 第53条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。
- 第1期 5月17日から同月31日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月28日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで
- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内において別に納期を定めることができる。
- 3 固定資産税額(第54条の2第4項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場合においては、固定資産税と都市計画税の合算額とする。))が4,000円未満の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。
- 4 第54条の2第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前3項の規定にかかわらず納税通知書の定めるところによる。
- (3項…一部改正〔昭和61年条例14号・63年14号〕、1項…一部改正〔平成7年条例12号・9年26号〕)
- 第54条 削除
- (固定資産税の徴収方法)
- 第54条の2 固定資産税は、普通徴収の方法によって徴収する。
- 2 法第364条第5項の固定資産について同条第2項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る法第389条第1項の規定による通知が行われなかった場合においては、当該固定資産に係る同法第364条第5項の仮算定税額(以下この項において「仮算定税額」という。))を当該年度の納期の数で除した額(市長が必要と認める場合においては、当該仮算定税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。))を、それぞれの納期において、当該固定資産に係る固定資産税として徴収する。
- 3 前項の規定によって固定資産税を賦課した後に法第389条第1項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度分の固定資産税(以下この項において「本算定税額」という。))に既に賦課した固定資産税額が満たない場合には、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税が本算定税額を超える場合には、法第17条又は第17条の2の規定の例によって、その過納税を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。
- 4 第1項の規定によって固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収する。
- (本条…一部改正〔昭和59年条例10号〕、2項…一部改正〔平成14年条例33号〕)
- (固定資産税の納税通知書)
- 第55条 固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額をその納期の数で除

の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を併せて納付することができる。

(2項…一部改正〔昭和60年条例5号・平成8年28号・12年13号・18年67号〕、削除〔平成18年条例67号〕)

第57条 削除
(〔平成9年条例14号〕)

(固定資産税の減免)

第58条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公費の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用に固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に定めるものを除くほか、特別な事情がある者の所有する固定資産

2 前項の規定によって、固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地にあってはその所在、地番、地名、地積及び価格
- (3) 家屋にあってはその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあってはその所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(1項…一部改正〔平成16年条例41号〕)

第59条 削除

(固定資産に関する地籍図等の様式等)

第60条 固定資産に関する地籍図、土地使用図、土壤分類図及び家屋見取図並びに固定資産売買記録等その他固定資産の評価に関して必要な資料の様式及びその記載事項については、規則で定める。

(償却資産の申告)

第60条の2 固定資産の納税義務がある償却資産の所有者(法第389条第1項の規定によって県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は法第742条第1項若しくは第3項の規定によって県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、法第383条に定める事項を1月31日までに、市長に申告しなければならない。

(本条…一部改正〔平成12年条例45号〕)

(住宅用地の申告)

第60条の3 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称
- (2) 住宅用地の所在及び地積
- (3) 住宅用地の上に存する家屋の所在、所有者、家屋番号、種類、構造、用途、床面積、居住の用に供する部分の床面積及び居住の用に供した年月日並びにその上に存する住居の数(法第349条の3の2第2項に規定する住居の数をいう。)
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地へ変更があり、かつ、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合においては、当該土地の所有者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までにその旨を市長に申告しなければならない。

(被災住宅用地の申告)

第60条の3の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。))の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年度の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

- (2) 法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地(以下この号及び次号において「被災住宅用地」という。))

の被災年度に係る賦課期日における所有者の住所及び氏名又は名称並びに当該被災住宅用地の所在及び地積

- (3) 被災住宅用地の上に被災年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

- (4) 前号に規定する家屋が滅失し、又は損壊した原因となった震災等の発生した日時及びその詳細

- (5) 当該年度に係る賦課期日において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- (6) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年度の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

(本条…追加〔平成13年条例22号〕、1・2項…一部改正〔平成17年条例38号〕)

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第60条の4 不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共用部分である旨の登記又は団地供用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって市長に申告をする義務のあるものが、そのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に、納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。))の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

(見出・1項…一部改正〔昭和59年条例10号〕、1項…一部改正〔平成17年条例1号〕)

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第61条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が、第60条の3又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(1項…一部改正〔平成23年条例31号〕)

(固定資産評価員の設置)

第62条 固定資産評価員の数は、1人とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第63条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、鳥取市手数料条例に定めるところによる。

第64条 固定資産課税台帳に登録された価格(法第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定によって知事又は総務大臣が決定し、又は修正し、市長に通知したものを除く。)に関する不服を審査決定するため鳥取市固定資産評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(本条…一部改正〔平成11年条例19号・12年45号〕)

第65条から第68条まで 削除
(〔平成11年条例19号〕)

第3節 軽自動車税

(軽自動車税の納税義務者等)

第69条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が、法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(3項…一部改正〔平成12年条例29号〕)

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第69条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療用のもの
- (3) 血液事業用のもの
- (4) 救護資材の運搬用のもの

(本条…追加〔平成12年条例29号〕)

(軽自動車税の課税免除)

第70条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(本条…全部改正〔平成12年条例29号〕)

(軽自動車税の税率)

第71条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く)

年額 1,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ輪距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

三輪のもの 年額 3,100円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

車ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円

(本条…一部改正〔昭和59年条例10号・60年20号・平成3年14号・9年14号〕)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第72条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月17日から同月31日までとする。

(2項…一部改正〔昭和56年条例23号・59年3号〕)

第73条 削除

(〔昭和56年条例23号〕)

(軽自動車税の徴収の方法)

第74条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

第75条 削除

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第76条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)(は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第69条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該軽自動車等の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地
- (2) 当該軽自動車等の買主の勤務先又は事務所若しくは事業所の名称及び所在地
- (3) 当該軽自動車等の所有権を当該軽自動車等の買主へ移転する旨の通知の発生の有無
- (4) 当該軽自動車等の占有の有無
- (5) その他市長が必要と認める事項

(1—3項…一部改正〔昭和56年条例23号〕、全部改正〔平成15年条例19号〕、1—3…一部改正〔平成16年条例16号〕)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第77条 軽自動車等の所有者等又は第69条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内と

第78条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力
- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(2項…一部改正〔平成15年条例19号〕)

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第79条 市長は、次に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)(又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。))が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)(で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。))のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)(のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別優遇法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)(又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名及び住所
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
- (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするときに、第78条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(2・3項…一部改正〔昭和58年条例6号〕、1・2項…一部改正〔平成2年条例9号〕、2項…一部改正〔平成8年条例28号〕、1・3項…一部改正〔平成9年条例14号〕、1・2項…一部改正〔平成11年条例19号〕、2項…一部改正〔平成12年条例45号〕、3項…一部改正〔平成15年条例19号〕、1・2項…一部改正〔平成16年条例9号〕)

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付)

第80条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第76条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。))をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第443条若しくは第69条の2又は第69条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第70条第2号又は第69条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3 市長は、前2項の規定により標識を交付する場合には、その標識に表示する標識番号を指定するとともに、併せて、その旨を記載した証明書を交付するものとする。

4 第1項及び第2項の標識のひな型並びに前項の証明書の様式は、それぞれ規則で定めるところによる。

5 第1項又は第2項の規定により交付を受けた標識は、次項の規定により返納するまでの間は、市長の指示に従い、これを当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の車体の見やすい箇所に常に取り付けていなければならない。

6 第1項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた後において当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等でなくなった者は、市長に対し、第76条第3項の申告書を提出する際、当該申告書に添えてその標識及び証明書を返納しなければならない。

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識をき損し、若しくは亡失し、又は摩滅したときは、直ちに、その旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

9 第1項又は第2項の標識は、これを譲渡し、貸し付け、又は不正使用してはならない。

(1・6項…一部改正〔昭和56年条例23号〕、1・2項…一部改正〔昭和58年条例6号・平成9年14号〕、2項…一部改正〔平成12年条例29号〕、6項…一部改正〔平成15年条例19号〕、7・8項…一部改正〔平成16年条例41号〕)

第4節 市たばこ税

(本節…全部改正〔昭和60年条例5号〕、節名…改正〔平成元年条例7号〕)

(市たばこ税の納税義務者等)

第81条 市たばこ税(以下「たばこ税」という。)(は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。))が製造たばこを市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。))において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。))に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。))をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理する事務所又は事業所が市の区域内に所在する卸売販売業者等に課する。

(1項…一部改正〔昭和58年条例6号〕、本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出…全部改正・1・2項…一部改正・3項…削除〔平成元年条例7号〕)

- ときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。
- 2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法(明治29年法律第89号)第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。
- 3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法(昭和59年法律第68号)第11条第1項若しくは第20条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消の際に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第2項の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、2項…一部改正〔平成21年条例20号〕)

(たばこ税の課税標準)

第83条 たばこ税の課税標準は、第81条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
(1) 喫煙用の製造たばこ	
ア パイプたばこ	1グラム
イ 葉巻たばこ	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(2) かみ用の製造たばこ	2グラム
(3) かぎ用の製造たばこ	2グラム

- 3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第81条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出・1項…一部改正・3・4項…追加〔平成元年条例7号〕)

(たばこ税の税率)

第84条 たばこ税の税率は、1,000本につき4,618円とする。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出・本条…一部改正〔平成元年条例7号〕、本条…一部改正〔平成9年条例14号・15年19号・18年33号・19年26号・22年29号〕)

注 平成25年4月1日から施行(24年6号)

第84条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

(たばこ税の課税免除)

第85条 卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

- 2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。

- 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第81条の規定を適用する。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出・1・3項…一部改正〔平成元年条例7号〕)

(たばこ税の徴収の方法)

第86条 たばこ税は、申告納付の方法によって徴収する。ただし、第82条第4項ただし書の規定によって卸売販売業者等とみなされた者に対してたばこ税を課する場合においては、普通徴収の方法によって徴収する。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出・本条…一部改正〔平成元年条例7号〕)

(たばこ税の申告納付の手続)

第87条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第81条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第85条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第85条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によって提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 3 次条第1項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の返付を受けようとするものは、当該返付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 4 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式によらなければならない。

- 5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第87条の4第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出・1項…一部改正〔平成元年条例7号〕、2項…一部改正〔平成12年条例45号〕)

(製造たばこの返還を受けた場合における納付書)

する月の翌月以後に市長に提出すべき前条第1項又は第2項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準数値に対するたばこ税額(第85条第1項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額(当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

- 2 前項に規定する場合において、市長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数値に対するたばこ税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準数値に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、前条第1項から第3項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を返付を受ける卸売販売業者等の未納に係る徴収金に充当し、又は返付する。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、1・2項…一部改正〔平成元年条例7号〕)

(納期限の延長の申請)

- 第87条の3 法第474条第1項の規定による納期限の延長の申請をしようとする卸売販売業者等は、納期限の延長についての申請書に納期限の延長を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、これを市長に提出するとともに、第87条第1項の規定による申告書によって納付すべき当該たばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供しなければならない。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、一部改正〔平成元年条例7号〕)

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

- 第87条の3の2 申告納税者が正当な事由がなく第87条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(本条…追加〔平成23年条例31号〕)

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

- 第87条の4 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の場合には、その不足税額に第87条第1項又は第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出・1項…一部改正〔平成元年条例7号〕)

(たばこ税の普通徴収の手続)

- 第87条の5 第86条ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法によって徴収する場合においては、第82条第4項ただし書の規定により卸売販売業者等とみなされた者に対して、たばこ税の納税通知書を交付する。

- 2 前項の場合におけるたばこ税の納期は、納税通知書の定めるところによる。

(本条…全部改正〔昭和60年条例5号〕、見出・1項・2項…一部改正〔平成元年条例7号〕)

第5節 鉱産税

(旧6節…繰上〔平成元年条例7号〕)

(鉱産税の納税義務者等)

- 第88条 鉱産税は、鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課する。

(旧103条…繰上〔平成元年条例7号〕)

(鉱産税の税率)

- 第89条 鉱産税の税率は、100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において次条に定める期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合において、当該期間に係る鉱産税の税率は100分の0.7とする。

(旧104条…繰上〔平成元年条例7号〕)

(鉱産税の申告納付等)

- 第90条 鉱産税の納税者は、毎月15日から同月末日までに、前月1日から同月末日までの期間内において掘採した鉱物について、その課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した税金を納付書によって納付しなければならない。

(旧105条…繰上〔平成元年条例7号〕)

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

- 第90条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(本条…追加〔平成23年条例31号〕)

(鉱産税の納税管理人)

- 第91条 鉱産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、鳥取市の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る鉱産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(旧106条…繰上〔平成元年条例7号〕、1項…一部改正・2項…追加〔平成10年条例25号〕)

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

- 第92条 前条第2項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について、正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

(旧107条…繰上〔平成元年条例7号〕、1項…一部改正〔平成10年条例25号・23年31号〕)

(鉱産税の不足税額等の納付手続)

- 第93条 鉱産税の納税者は、法第533条第4項、第536条第4項又は第537条第4項の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

(旧110条…繰上〔平成元年条例7号〕)

- 第94条から第122条まで 削除

(〔平成元年条例7号〕)

第6節 特別土地保有税

(旧8節…繰上〔平成元年条例7号〕)

(特別土地保有税の納税義務者等)

- 第123条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。

- 2 この節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で法第599条

第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したも

- び当該特殊関係者の共有物とみなす。
- 4 土地区画整理法による土地区画整理事業(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。)又は土地改良法による土地改良事業(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。)の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地(以下この項において「仮換地等」という。)の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなった日以降においては、当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下この項において「従前の土地」という。)の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。
- 5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地(以下この項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び当該公告の日翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は当該公告の日翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日においてそれらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。
- 6 第37条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第123条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。
- (4項…一部改正〔昭和56年条例23号〕、2項…全部改正・3項…一部改正〔昭和57年条例20号〕、4・5項…一部改正〔平成元年条例7号〕、4項…一部改正〔平成元年条例17号〕、1・2・6項…一部改正〔平成3年条例14号〕、6項…一部改正〔平成9年条例14号〕、2・4・5項…一部改正〔平成10年条例25号〕、4・6項…一部改正〔平成12年条例29号〕、4項…一部改正〔平成15年条例19号〕、5項…一部改正〔平成19年条例30号〕、2・4項…一部改正〔平成20年条例29号〕)
- (特別土地保有税の納税管理人)
- 第124条 特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、鳥取市の区域内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- (1項…一部改正・2項…追加〔平成10年条例25号〕)
- (特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
- 第125条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発行する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。
- (1項…一部改正〔平成10年条例25号・23年31号〕)
- (特別土地保有税の課税標準)
- 第126条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。
- 2 無償若しくは著しく低い価額による土地の取得又は令第54条の34第1項各号に掲げる土地の取得については、それぞれ同条第2項各号に掲げる土地の取得の区分に応じ、当該各号に定める金額を前項の土地の取得価額とみなす。
- (特別土地保有税の税率)
- 第127条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。
- (特別土地保有税の免税点)
- 第128条 同一の者について、法第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地(法第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、法第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について法第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、法第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課さない。
- (本条…一部改正〔平成10年条例25号・11年19号・14年21号〕)
- (特別土地保有税の税額)
- 第129条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 法第599条第1項第1号の特別土地保有税 同条第2項第1号の課税標準額に第127条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額を控除した額
- (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に第127条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(法第599条第1項第2号又は第3号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第123条第6項の規定の適用がある場合には、令第54条の38第1項に規定する価格)に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額
- (本条…一部改正〔昭和56年条例24号〕)
- (特別土地保有税の徴収の方法)
- 第130条 特別土地保有税は、申告納付の方法によって徴収する。
- (特別土地保有税の申告納付)
- 第131条 特別土地保有税の納税義務者は、法第599条第1項の申告書を同項各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める納期限までに市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。
- 2 法第600条第2項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る法第599条第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第132条において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付しなければならない。
- (2項…一部改正〔昭和56年条例23号〕)
- (特別土地保有税に係る不申告に関する過料)
- 第131条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な理由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

(本条…追加〔平成23年条例31号〕)

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専断する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額
- (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(1項…一部改正〔昭和58年条例6号・平成16年41号〕、旧131条の2…繰下〔平成23年条例31号〕)

(特別土地保有税に係る不足税額等の納付手続)

第132条 特別土地保有税の納税義務者は、法第607条、法第609条又は第610条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、納付書によって納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第599条第1項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限(法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の第2項において準用する場合を含む。)、法第603条第3項又は法第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額にあっては、当該猶予した期間の末日。以下この項において同じ。))までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

(2項…一部改正〔昭和57年条例20号・平成10年25号・11年19号・15年19号〕)

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者等)

第133条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第10条の3第1項に規定する遊休土地転換利用促進地区の区域内に所在する土地で同一の者が法第625条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日に所有する一団の土地の面積が1,000平方メートル以上であるもの(以下この節において「遊休土地」という。))に対しては、土地に対して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

(本条…全部改正〔平成3年条例14号〕、一部改正〔平成10年条例25号〕)

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準)

第134条 遊休土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、遊休土地の時価又は遊休土地である土地の取得価額のいずれか高い金額とする。

2 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、令第54条の50に定めるところにより算定した金額とする。

3 遊休土地である土地の取得のうち無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で令第54条の51第1項に定めるものについては、当該土地の取得価額として同条第2項に定めるところにより算定した金額を当該土地の取得価額とみなす。

(本条…全部改正〔平成3年条例14号〕)

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率)

第135条 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税率は、100分の1.4とする。

(本条…全部改正〔平成3年条例14号〕)

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額)

第136条 遊休土地に対して課する特別土地保有税の税額は、法第625条第2項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に対して課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額(当該遊休土地である土地のうちに土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合には、当該合計金額に当該土地に対して課すべき当該年度分の第129条第1号に規定する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額)を控除した額とする。

(本条…全部改正〔平成3年条例14号〕)

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告納付)

第137条 遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者は、法第625条第1項の申告書を、その年の5月31日までに市長に提出し、及びその申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

(本条…全部改正〔平成3年条例14号〕)

(土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用)

第138条 第133条の規定により特別土地保有税を課する場合には、第123条から第132条までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定(第123条第1項及び第2項、第126条から第129条まで並びに第131条第1項の規定を除く。)を準用する。この場合において、第123条第4項及び第5項中「第1項の土地の所有者又は取得者」とあり、及び同条第6項中「第123条第1項の所有者又は取得者」とあるのは「第133条に規定する遊休土地の所有者」と、第131条第2項及び第132条第2項中「法第599条第1項」とあるのは「法第625条第1項」と読み替えるものとする。

(本条…全部改正〔平成3年条例14号〕)

第3章 目的税

第1節 入湯税

(入湯税の納税義務者等)

第139条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

(入湯税の課税免除)

第140条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 修学旅行、体育大会その他学校教育上の行事に参加する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校(大学を除く。)の生徒及び教職員
- (4) 前3号に掲げる者を除くほか、市長が必要と認める者

(本条…一部改正〔平成7年条例12号・23年21号〕)

(入湯税の税率)

第141条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について150円とする。

(入湯税の徴収方法)

第141条の2 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(入湯税の特別徴収の手続)

第142条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

第143条及び第144条 削除

(入湯税に係る不足金額等の納入の手続)

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納入書によって納入しなければならない。

(本条…一部改正〔平成16年条例41号〕)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第146条 鉱泉浴場を営業しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称

- 第147条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。
2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。
(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)
第148条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金の刑を科することができる。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科することができる。

第2節 都市計画税

(納税義務者等)

- 第149条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に課する。
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項又は第26項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。
3 第45条の2第9項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。
4 第45条の2第10項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。
(1項…一部改正〔平成3年条例14号〕、3・4項…追加〔平成5年条例24号〕、2項…一部改正〔平成9年条例14号・10年25号・11年19号〕、1項…一部改正〔平成13年条例22号〕、2項…一部改正〔平成14年条例21号・15年19号・16年16号・17年38号・19年26号・30号・20年29号・23年28号〕)

(税率)

- 第150条 都市計画税の税率は、100分の0.1とする。

(賦課期日)

- 第151条 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

(納期)

- 第152条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月17日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月28日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 市長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認められるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。この場合において、市長が別に定める納期は、第53条第2項の規定によって別に定める固定資産税の納期によるものとする。
(1項…一部改正〔平成7年条例12号・9年26号〕)

(賦課徴収等)

- 第153条 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、昭和25年8月1日から施行し、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税及び接客人税については、昭和25年9月1日「特別徴収に係る電気ガス税にあっては同日以後において収納すべき料金に係る分」から、その他の市税については、昭和25年度分からそれぞれ適用する。

- 第2条 次に掲げる条例は廃止する。

鳥取市税賦課徴収条例(昭和22年鳥取市告示第101号)

鳥取市広告税賦課徴収条例(昭和23年鳥取市告示第97号)

鳥取市民税賦課徴収条例(昭和24年鳥取市条例第7号)

鳥取市県民税賦課徴収条例(昭和24年鳥取市条例第8号)

- 第3条 昭和24年度分以前の市税(電気ガス税附加税、鉱産税附加税、木材引取税附加税、入湯税附加税、広告税及び接客人税)については昭和25年8月31日以前(分)については、なお、従前の例による。ただし、延滞金については昭和25年8月1日から税額100円(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき1日8銭とする。

(延滞金の割合等の特例)

- 第3条の2 当分の間、第12条、第33条の2第2項、第33条の7第3項、第33条の9第2項、第34条、第36条の12第2項、第60条の4第2項、第87条第5項、第87条の4第2項、第131条第2項(第138条において準用する場合を含む。)(及び第132条第2項(第138条において準用する場合を含む。))に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(本条…追加〔平成11年条例19号〕)

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

- 第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第34条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第34条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数(年0.73パーセントの割合に算して計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

- 2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(2項…一部改正〔昭和58年条例16号〕、見出・1項…全部改正〔昭和59年条例10号〕、旧5条の2…繰上〔昭和60年条例5号〕、2項…一部改正〔昭和61年条例24号・63年12号〕、1項…一部改正〔平成10年条例25号・11年19号〕、1・2項…一部改正〔平成14年条例33号〕)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

- 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)(の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(本条…追加〔平成20年条例31号〕、本条…一部改正〔平成24年条例30号〕)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

- 第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数を1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算し

- 2 当分の間、法附則第3条の3第5項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における第27条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第5条第2項」とする。
(本条…追加〔昭和56年条例23号〕、1・2項…一部改正〔昭和57年条例20号・58年6号・59年10号〕、旧5条の3…繰上〔昭和60年条例5号〕、1項…一部改正〔昭和61年条例14号・平成元年17号・2年9号・3年14号・4年22号・5年21号・6年11号・10年25号・11年19号・12年29号・14年21号〕、2項…一部改正・3項…追加〔平成15年条例19号〕、1項…一部改正〔平成16年条例16号・18年33号〕、2・3項…一部改正〔平成18年条例40号〕、3項…一部改正〔平成20年条例31号〕)
- (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
- 第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年3年以内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める)ときを含む。)に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年3年以内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換え資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。
- 4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。
- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第29条の2第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。
- (2) 第29条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。
(本条…追加〔平成11年条例19号〕、3項…一部改正〔平成14年条例21号〕、1項…一部改正〔平成15年条例19号〕、見出し…全部改正・1項…削り・2・3項…追加・旧2・3項…一部改正・旧2・3項…一部改正〔平成16年条例16号〕、1・3・5項…一部改正〔平成18年条例40号〕、3項…一部改正〔平成20年条例31号〕)
- (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)
- 第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年3年以内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める)ときを含む。)に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年3年以内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。
- 4 附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。
- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第29条の2第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。
- (2) 第29条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第3項まで又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前

- 第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定は、平成7年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。
(本条…追加〔平成7年条例29号〕、1項…一部改正・旧6条の2…繰下〔平成11年条例19号〕、1・2項…一部改正〔平成18年条例40号〕)
- (個人市民税の配当控除)
- 第7条 所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、法附則第5条第3項に規定する配当所得があるときは、当分の間、同項各号に掲げる金額の合計額を、その者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条第1項」とする。
(2項…一部改正〔昭和55年条例21号・59年10号・60年20号・平成7年29号・11年19号〕、削除〔平成13年条例6号〕、1項…一部改正・2項…追加〔平成15年条例19号〕、1・2項…一部改正〔平成18年条例40号〕、2項…一部改正〔平成20年条例31号〕)
- 第7条の2 削除
(〔平成18年条例40号〕)
- (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)
- 第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限り、)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。))を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。
- 3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。))を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。))に限り、適用する。
(本条…追加〔平成18年条例40号〕、3項…一部改正〔平成20年条例29号〕、2項…一部改正〔平成20年条例31号〕、見出・1項・3項…一部改正〔平成21年条例23号〕)
- 第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限り、)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。
- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。))に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。))
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合
- 3 第1項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。
(本条…追加〔平成21年条例23号〕)
- (寄附金税額控除における特例控除額の特例)
- 第7条の4 第27条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。
(本条…全部改正〔平成23年条例31号〕)
- (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
- 第8条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。))である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2千頭以内である場合に限り、)において、第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。))にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。))は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第26条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。))を免除する。
- 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。))において、第29条の2第1項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の3まで、第27条の6から第27条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。
- (1) 租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額
- (2) 租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した場合における前年の総所得金額につき、第26条から第27条の3まで、第27条の6から第27条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額
- 3 前項の規定の適用がある場合における第27条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする。

年29号]、2項…一部改正・3項…追加〔平成15年条例19号〕、1項…一部改正〔平成17年条例38号〕、2・3項…一部改正〔平成18年条例40号〕、1・2・3項…一部改正〔平成20年条例31号〕、2項…一部改正〔平成21年条例23号〕)

注 平成25年1月1日から施行(23年31号)
附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2千頭以内である場合に限る。))」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第26条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。))」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。))」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)
第9条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。
2 前項の規定の適用がある場合における第36条の8及び第36条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「第36条の4」とあるのは「第36条の4並びに附則第9条第1項」とする。
(本条…全部改正〔平成18年条例40号〕)

注 平成25年1月1日から施行(24年6号)
附則第9条を次のように改める。
第9条 削除

(統括規定)
第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第45条の2第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(本条…一部改正〔昭和62年条例16号・平成7年33号・8年28号・12年29号・14年21号〕)

(法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(本条…追加〔平成24年条例30号〕)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 耐震改修が完了した年月日
(5) 耐震改修に要した費用
(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 居住安全改修工事が完了した年月日
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
(7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(本条…追加〔平成9年条例14号〕、3項…一部改正〔平成13年条例22号〕、4項…追加〔平成13年条例24号〕、4項…一部改正・5項…追加〔平成16年条例16号〕、3項…削除・旧4・5項…一部改正し1項ずつ繰上・5項…追加〔平成18年条例33号〕、6項…追加〔平成19年条例26号〕、1—6項…一部改正・7項…追加〔平成20年条例29号〕、3・6・7項…一部改正・2—7項を1項ずつ繰下・2項…追加〔平成21年条例20号〕、4・7・8項…一部改正〔平成23年条例31号〕、旧10条の2…繰下〔平成24年条例30号〕)

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 農地 法附則第17条第1号
- (2) 宅地等 法附則第17条第2号
- (3) 住宅用地 法附則第17条第3号
- (4) 商業地等 法附則第17条第4号
- (5) 負担水準 法附則第17条第8号イ
- (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)
- (7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項
(見出…一部改正〔昭和57年条例20号・60年20号・平成元年7号・3年14号〕、見出…本条…一部改正〔平成5年条例24号・9年14号〕、見出…一部改正〔平成12年条例29号・15年19号〕、見出…本条…一部改正〔平成18年条例33号〕、見出…一部改正〔平成21年条例20号〕、見出…本条…一部改正〔平成24年条例28号〕)

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)
第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第45条の2の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第45条の2の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(本条…追加〔平成5年条例24号〕、一部改正〔平成7年条例29号〕、全部改正〔平成9年条例14号〕、見出…全部改正・1・2項…一部改正〔平成12年条例29号〕、見出…1・2項…一部改正〔平成15年条例19号〕、見出…全部改正・1・2項…一部改正〔平成18年条例33号〕、見出…全部改正・1・2項…一部改正〔平成21年条例20号〕、見出…1・2項…一部改正〔平成24年条例28号〕)

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

(見出…本条…一部改正〔昭和57年条例20号・60年20号・63年14号・平成元年7号・3年14号・5年24号〕、2項…追加〔平成7年条例29号〕、3項…追加〔平成8年条例28号〕、見出…1項…一部改正・2・3項…全部改正〔平成9年条例14号〕、見出…1項…一部改正〔平成12年条例29号・15年19号〕、見出…一部改正・本条…全部改正〔平成18年条例33号〕、見出…1—6項…一部改正〔平成21年条例20号〕、見出…1—3項…一部改正・4項…削除・旧5項…一部改正し4項に繰上・旧6項…一部改正し5項に繰上〔平成24年条例28号〕)

第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(本条…追加〔平成11年条例19号〕、一部改正〔平成12年条例29号・15年19号・18年33号〕、一部改正・旧12条の3…繰上〔平成21年条例20号〕)

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(見出・本条…一部改正〔昭和57年条例20号・60年20号・63年14号・平成元年7号・3年14号〕、見出・本条…一部改正・2項…追加〔平成6年条例11号〕、3項…追加〔平成8年条例28号〕、見出・1項…一部改正・2・3項…削除〔平成9年条例14号〕、見出・本条…一部改正〔平成12年条例29号・15年19号・18年33号・21年20号・24年28号〕)

(市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例)

第13条の2 市街化区域農地に係る固定資産税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する前条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とあるのは「次条第1項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の固定資産税額」とする。

(本条…追加〔平成15年条例19号〕)

(免税点の適用に関する特例)

第14条 附則第12条、第13条又は第13条の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第47条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条又は第13条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第13条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(同条第2項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(本条…一部改正〔平成9年条例14号〕、全部改正〔平成15年条例19号〕、一部改正〔平成18年条例33号〕)

(特別土地保有税の課税の停止)

第14条の2 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第123条から第132条までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

2 平成15年1月1日以後に取得された土地の取得に対しては、第123条から第132条までの規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課さない。

3 平成15年以後の各年の1月1日において土地の所有者が所有する第133条に規定する遊休土地(以下この項において「遊休土地」という。)に対しては、第133条から第138条までの規定にかかわらず、当分の間、平成15年度以後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

(本条…追加〔平成15年条例19号〕)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第129条第1号及び第136条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)(に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)(に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が1月1日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第126条第1項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

4 前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第8条の5第1項に規定する額(当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあっては、当該各号に掲げる額)をいう。

(1) 宅地評価土地(宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地準土地をいう。以下同じ。) 当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

(2) 宅地評価土地以外の土地 当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率(土地評価審議会が係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令(平成3年大蔵省令第33号)第2条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。)を乗じ、さらに1.25を乗じて得た額(評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあっては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額)

5 法附則第31条の3第3項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第129条第1号(第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の3分の1に相当する額」とする。

(1項…一部改正〔昭和57年条例20号・60年20号・63年14号・平成元年7号・3年14号・5年24号〕、2項…追加・旧2項…一部改正し3項に繰下〔平成6年条例11号〕、1項…一部改正〔平成7年条例29号〕、1・2項…一部改正〔平成8年条例28号〕、1項…一部改正・2項…追加・旧2・3項…一部改正し1項ずつ繰下〔平成9年条例14号〕、4・5項…追加・旧4項…一部改正し6項に繰下〔平成10年条例25号〕、6項…一部改正〔平成11年条例19号〕、1・3・5項…一部改正〔平成12年条例29号〕、6項…一部改正・7・8項…追加〔平成13年条例22号〕、8項…追加・旧8項…一部改正し9項に繰下〔平成14年条例21号〕、1・3項…一部改正〔平成15年条例19号〕、6項…削除・旧7・9項…一部改正し1項ずつ繰上〔平成16年条例16号〕、6・8項…削除・旧7項…一部改正し6項に繰上〔平成17年条例38号〕、1項…一部改正・2項…削除・旧3項…一部改正し2項に繰上・旧4項…3項に繰上・旧5・6項…一部改正し1項ずつ繰上〔平成18年条例33号〕、1・2項…一部改正〔平成21年条例20号〕、旧15条の2…繰上〔平成22年条例20号〕、1・2項…一部改正〔平成24年条例28号〕)

第16条 削除

(〔平成7年条例29号〕)

(たばこ税の税率の特例)

第16条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第84条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,190円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第87条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

(本条…追加〔昭和61年条例14号〕、1・2項…一部改正〔昭和62年条例16号・30号・14号〕、全部改正〔平成元年条例7号〕、1項…一部改正〔平成9年条例14号〕、1項…追加・旧1項…一部改正し2項に繰下・旧2項…3項に繰下〔平成11年条例19号〕、1・2項…一部改正〔平成15年条例19号・18年33号〕、1項…削除・旧2項…一部改正し1項に繰上・旧3項…2項に繰上〔平成19年条例26号〕、1項…一部改正〔平成22年条例29号〕)

注 平成25年4月1日から施行(24年6号)

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等(以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する申告書提出し、または当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第26条第4項に規定する申告書提出し、

当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)(の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第26条第1項及び第27条並びに第27条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(本条…全部改正〔平成20年条例31号〕、3項…一部改正〔平成21年条例23号・23年31号〕)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。)(に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)(の100分の7.2に相当する金額
- (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

- 2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。

(3項…一部改正〔昭和56年条例23号〕、3項…一部改正・旧16条の3…繰下〔昭和58年条例6号〕、3項…一部改正〔昭和60年条例5号〕、1項…一部改正〔昭和62年条例30号〕、3項…一部改正〔平成6年条例11号〕、1・3項…一部改正〔平成9年条例14号〕、3項…一部改正〔平成10年条例7号〕、1項…一部改正・4項…追加〔平成10年条例25号〕、3項…一部改正〔平成11年条例19号・13年22号・15年19号〕、1項…一部改正〔平成17年条例38号〕、1—4項…一部改正〔平成18年条例40号〕、3項…一部改正〔平成20年条例31号・21年20号・23号・23年31号〕)

第16条の5 削除

(〔平成10年条例25号〕)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)(の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)(をいい、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

- 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(1項…一部改正〔昭和55年条例21号〕、1・3項…一部改正〔昭和56年条例23号〕、1項…一部改正〔昭和57年条例32号・59年10号〕、3項…一部改正〔昭和60年条例5号〕、1項…一部改正〔平成元年条例7号・2年9号・3年14号・5年24号〕、3項…一部改正〔平成6年条例11号〕、1項…一部改正〔平成7年条例29号〕、1項…一部改正・2項…追加・旧2項…一部改正し3項に繰下・旧3項…4項に繰下〔平成7年条例29号〕、1項…一部改正・2項…削除・旧3項…一部改正し2項に繰上・旧4項…3項に繰上〔平成8年条例28号〕、見出し・3項…一部改正〔平成9年条例14号〕、3項…一部改正〔平成10年条例7号〕、2項…追加・旧2

〔平成16年条例16号〕、1・3項…一部改正〔平成18年条例40号〕、3項…一部改正〔平成20年条例31号・21年20号〕、1・3項…一部改正〔平成21年条例23号〕、3項…一部改正〔平成23年条例31号〕

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 48万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(1項…一部改正〔昭和55年条例21号〕、1・2項…一部改正〔昭和57年条例32号〕、1・2項…一部改正・3項…追加〔昭和60年条例20号〕、1・2項…一部改正〔昭和62年条例30号・63年14号・平成元年7号〕、1・3項…一部改正〔平成元年条例17号〕、1・2項…一部改正〔平成2年条例9号〕、1・2項…一部改正・3項…

削除〔平成3年条例14号〕、2項…一部改正・3項…追加〔平成6年条例11号〕、1・2項…一部改正〔平成7年条例29号〕、1項…一部改正〔平成8年条例28号〕、1・2項…一部改正〔平成8年条例28号〕、1項…一部改正〔平成10年条例25号・11年19号〕、1・2項…一部改正〔平成13年条例22号〕、1・3項…一部改正〔平成16年条例16号・18年40号〕、3項…一部改正〔平成19年条例30号〕、1・2項…一部改正〔平成21年条例20号〕、3項…一部改正〔平成21年条例23号〕)

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条の3 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第17条第1項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額

(2) 課税長期譲渡所得が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

ア 144万円

イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(本条…追加〔昭和63年条例14号〕、1項…一部改正〔平成元年条例7号〕、1項…一部改正・旧17条の4…繰上〔平成3年条例14号〕、本条…全部改正〔平成3年条例14号〕、1項…一部改正〔平成7年条例29号・8年28号〕、1項…一部改正〔平成10年条例25号・11年19号・16年16号・18年40号〕)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得(同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。)を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額(短期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第5項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

3 第1項に規定する譲渡所得で法附則第35条第7項に規定するものに係る第1項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。

4 第1項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第1項の計算を行うものとする。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(1項…一部改正〔昭和55年条例21号・平成7年29号〕、1・5項…一部改正〔平成7年条例29号・8年28号〕、1・3項…一部改正〔平成9年条例14号〕、1・5項…一部改正〔平成10年条例25号〕、1・4項…一部改正・5項…全部改正〔平成16年条例16号・18年40号〕、5項…一部改正〔平成20年条例31号・21年20号・23号・23年31号〕)

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得

規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第8条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(本条…追加〔平成元年条例7号〕、2項…一部改正〔平成6年条例11号・9年14号・10年7号・11年19号〕、1項…全部改正・2項…追加・旧2項…一部改正し3項に繰下〔平成12年条例29号〕、1・3項…一部改正〔平成13年条例22号〕、1項…一部改正・3・4項…追加・旧3項…5項に繰下〔平成13年条例34号〕、1・3項…一部改正〔平成14年条例33号〕、1・5項…一部改正・3・4項…全部改正・5項…一部改正〔平成15年条例19号〕、1項…一部改正〔平成16年条例16号〕、1項…一部改正・2項…削除・旧3・4項…1項ずつ繰上・旧5項…一部改正し4項に繰上〔平成17年条例45号〕、1項…一部改正・2・3項…削除・旧4項…一部改正し2項に繰上〔平成18年条例40号〕、1・2項…一部改正〔平成20年条例31号〕、2項…一部改正〔平成21年条例20号・23号・23年31号〕)

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)又は同条第1項に規定する特定保有株式(以下この条において「特定保有株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に係る同条第1項に規定する損益口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。)をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(本条…追加〔平成17年条例45号〕、1—3項…一部改正〔平成18年条例40号〕、1項…一部改正〔平成19年条例30号〕、2項…一部改正〔平成20年条例31号〕、見出・1項…一部改正〔平成21年条例23号〕)

第19条の3 削除

(〔平成20年条例31号〕)

注 平成27年1月1日から施行(22年29号(23年31号))

附則第19条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。)があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額(以下この項において「払出し時の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)

第19条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(本条…追加〔平成14年条例33号〕、一部改正・旧19条の3…繰下〔平成17年条例45号〕、本条…一部改正〔平成18年条例40号〕)

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第26条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座(以下次条において「源泉徴収選択口座」という。)において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

(本条…追加〔平成20年条例31号〕)

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第19条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項の規定による申告書を提出した場合(市長においてや

- 2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第26条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。
- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額(以下)」とあるのは、「配当所得の金額(附則第19条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)」とする。
- 4 所得割の納税義務者の前年3年以内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の計算上控除する。
- 5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額(以下)」とあるのは「配当所得の金額(附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)」と、附則第19条第1項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。
- 6 第29条の2第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。
- 7 第4項の規定の適用がある場合における第29条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の12の2第11項(同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「第1項から第4項まで」とあるのは「第1項から第4項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第1項から第4項まで」とあるのは「第1項から第4項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第4項」とする。
(本条…追加[平成14年条例33号]、2・4項…一部改正[平成15年条例19号]、2項…一部改正[平成17年条例45号]、1・2項…一部改正[平成18年条例40号]、見出…一部改正・1項…一部改正し4項に繰下・2項削除・旧3項…一部改正し6項に繰下・旧4項…一部改正し7項に繰下・1—3・5項…追加・旧19条の5…繰下[平成20年条例31号])

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

- 第20条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式(以下この条において「特定株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。)により取得(法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした所得割の納税義務者(令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したときは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。
- 2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第29条の2第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 3 所得割の納税義務者の前年3年以内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(第5項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。
- 5 第29条の2第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。
- 6 第3項の規定の適用がある場合における第29条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第20条第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「又は第2項から第4項まで」とあるのは「若しくは第2項から第4項まで又は附則第19条の2第5項において準用する前条第4項」とする。

(本条…追加[平成10年条例7号]、5・6項…一部改正・旧19条の2…繰下[平成11年条例19号]、見出・4項…全部改正・1・2項…一部改正・7—9項…追加[平成12年条例29号]、7項…一部改正[平成13年条例22号]、4・7項…一部改正[平成13年条例34号]、1・5項…一部改正[平成14年条例21号]、2—4・6—8項…一部改正[平成14年条例33号]、1—4・6・7項…一部改正[平成15年条例19号]、1・7項…一部改正[平成16年条例16号]、7項…一部改正[平成17年条例38号]、2・4項…一部改正・8項…削除・旧9項…一部改正し8項に繰上[平成17年条例45号]、1・3・4・7項…一部改正[平成18年条例40号]、7項…一部改正[平成19年条例26号]、1—4項…一部改正・7・8項…削除[平成20年条例29号]、2・6項…一部改正[平成21年条例23号])

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

- 第20条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (本条…削除〔平成10年条例25号〕、追加〔平成13年条例24号〕、見出・1・2項…一部改正〔平成15年条例19号〕、1・2項…一部改正〔平成18年条例40号〕、2項…一部改正〔平成20年条例31号・21年20号〕、1項…一部改正〔平成21年条例23号〕、2項…一部改正〔平成23年条例31号〕)
- (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)
- 第20条の3 所得割の納税義務者の前年3年以内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書(第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。
- 2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。
- 3 第29条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第20条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定の適用がある場合における第29条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第20条の3第3項において準用する前条第5項」とする。
- (本条…追加〔平成15年条例19号〕、1項…一部改正〔平成18年条例40号〕)
- (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
- 第20条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定贈賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第26条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものと及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第27条の9第1項中「第26条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)
における第27条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条
の4第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の
属する年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時
までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの項の規定の適用
を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書に
これらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。))であって、当該条約適用
配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、
法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)
第3条の2の第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第26条第6項」と、同
条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の第9項の規定により読み替えて適用さ
れる法第37条の4」とする。

(本条…追加〔平成18年条例33号〕、2・3・5・6項…一部改正〔平成18年条例40号〕、3項…一部改正〔平
成19年条例30号・20年31号〕、2・5・6項…一部改正〔平成20年条例31号〕、2・5項…一部改正〔平成21
年条例20号・23号〕、1—3項・5・6項…一部改正〔平成22年条例20号〕、2・5項…一部改正〔平成23年条
例31号〕)

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

- 第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定す
る保険料をいう。))については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を
適用する。

- 2 第29条の2第3項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出す
る義務を有する者を除く。))が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受け
ようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「
医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

(本条…追加〔平成19年条例26号〕、2項…一部改正〔平成20年条例31号〕、1項…一部改正〔平成22年条
例20号〕)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第42条の規定の適用については、同条中「公益社
団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定に
より公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。))」とする。

- 2 第42条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を
受けようとする者について準用する。この場合において、第42条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあ
るのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

(本条…全部改正〔平成20年条例31号〕)

- 第21条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各
号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等(以下この条
において「特定移行一般社団法人等」という。))に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに
その用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館(次号及び第5号において「博
物館」という。))を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書
類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないもの
である場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等
に無料で使用させていることを証する書類

(本条…追加〔平成24年条例28号〕)

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 第22条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度
分の都市計画税が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅
地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法
第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条
において同じ。))に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第
349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当
該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ
き額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地
等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額
は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に
100分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法
附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を
乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計
画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額
は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10
0分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則
第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて
得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に
満たない場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度
までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る
前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれ
らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし
た場合における都市計画税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの
各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標
準となるべき価格に100分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第
20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれ
らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし
た場合における都市計画税額とする。

(見出・本条…一部改正〔昭和57年条例20号・60年20号・63年14号・平成元年7号・3年14号・5年24
号〕、2項…追加〔平成7年条例29号〕、見出・1項…一部改正・2項…削除〔平成9年条例14号〕、見出・1
項…一部改正〔平成12年条例29号〕、見出・1項…一部改正・2—4項…追加〔平成15年条例19号〕、1・4
項…一部改正〔平成16年条例16号〕、4項…一部改正〔平成17年条例38号〕、見出…一部改正・本条…全部
改正〔平成18年条例33号〕、見出・1—6項…一部改正〔平成21年条例20号〕、見出・1—3項…一部改
正・4項…削除・旧6項…一部改正し4項に繰上・旧6項…一部改正し5項に繰上〔平成24年条例28号〕)

- 第22条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度か
ら平成23年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(本条…追加〔平成11年条例19号〕、一部改正〔平成12年条例29号・15年19号・17年38号・18年33号・21

都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(見出・本条…一部改正〔昭和57年条例20号・60年20号・63年14号・平成元年7号・3年14号〕、見出・本条…一部改正・2項…追加〔平成6年条例11号〕、見出・1項…一部改正・2項…削除〔平成9年条例14号〕、見出・本条…一部改正〔平成12年条例29号・15年19号・18年33号・21年20号・24年28号〕)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の特例)

第23条の2 市街化区域農地に係る都市計画税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第23条の規定の適用については、同条中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次条第1項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

(本条…追加〔平成15年条例19号〕)

第24条 削除

(〔平成18年条例33号〕)

(土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義)

第25条 附則第22条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第22条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第22条第2項、第4項及び第5項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第22条第4項及び第5項並びに第23条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第23条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第23条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第23条の2の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

(本条…一部改正〔昭和60年条例20号・平成5年24号・9年14号〕、旧24条…一部改正し25条に繰下〔平成10年条例25号〕、一部改正…〔平成12年条例29号〕、本条…全部改正〔平成15年条例19号〕、一部改正〔平成18年条例33号・24年28号〕)

(詭替規定)

第26条 法附則第15条第1項、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項若しくは第32項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第149条第2項中「又は第26項」とあるのは「若しくは第26項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

(本条…一部改正〔昭和56年条例24号・57年20号・60年20号・61年14号・63年14号・平成元年17号・3年14号・5年21号・6年11号・7年29号・9年14号〕、旧25条…繰下〔平成10年条例25号〕、本条…一部改正〔平成11年条例19号・12年29号・14年21号・15年19号・16年16号・17年38号・18年33号・19年26号・30号・20年29号・31号・21年20号・22年20号・23年28号・31号・24年28号〕)

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第27条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。))がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。))について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。))があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後ににおいて市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。))に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。))に限り、適用する。

(本条…追加〔平成23年条例22号〕、1項…一部改正・2・4項…削除・旧3項…一部改正し2項に繰上・旧5項…3項に繰上〔平成24年条例6号〕)

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例)

第27条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。))により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。))第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。))をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。))をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。))と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。))と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。))と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後ににおいて市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。))に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。))に限り、適用する。

(本条…追加〔平成24年条例28号〕)

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」として、附則第7条、附則第7条の2、附則第7条の3又は附則第7条の3の2の規定を適用する。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

(本条…追加〔平成23年条例31号〕、見出・1項…一部改正・2項…追加〔平成24年条例28号〕)

(個人の市民税の税率の特例)

- 第29条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第24条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

(本条…追加〔平成24年条例6号〕)

(昭和26年条例第31号から昭和54年条例第15号までの改正附則省略)

附 則(昭和55年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第91条第1項の改正規定は昭和55年6月1日から、第36条の4及び別表第1の改正規定は昭和56年1月1日から、附則第17条から第18条までの改正規定は昭和56年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和55年度分の個人の市民税から適用し、昭和54年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の4及び別表第1の規定は、昭和56年1月1日以後に支払うべき退職手当等(新条例第36条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17条から第18条までの規定は、昭和56年度分の個人の市民税から適用し、昭和55年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(電気税及びガス税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第91条の規定は、昭和55年6月1日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気税及びガス税(特別徴収に係る電気税及びガス税にあっては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気税及びガス税(特別徴収に係る電気税及びガス税にあっては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年6月6日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年度分のたばこ消費税から適用する。

附 則(昭和56年4月1日条例第23号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和56年度分の個人の市民税から適用し、昭和55年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第2項の規定は、昭和56年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は同条第3項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第33条の7第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第33条の7第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。))の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税の均等割として納付した、又は納付すべきであった市民税の均等割については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和56年度分の軽自動車税から適用し、昭和55年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税の経過措置)

- 第4条 新条例第123条第4項の規定は、昭和56年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和55年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年6月26日条例第24号)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の6の改正規定及び附則第2条の規定は昭和56年8月1日から、第129条第2号の改正規定及び附則第3条の規定は昭和56年7月1日から施行する。

(法人税割の税率に関する経過措置)

- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第27条の6の規定は、昭和56年8月1日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、昭和56年8月1日以後に終了する事業年度に係る新条例第33条の7第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第33条の7第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の13第2項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。))の提出期限が同日以前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであった市民税の法人税割については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

- 第3条 新条例第129条第2号の規定は、昭和56年7月1日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 新条例附則第25条の規定は、昭和56年度分の都市計画税から適用し、昭和55年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年4月1日条例第20号)

改正 平成3年3月30日条例第14号

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和57年度の個人の市民税から適用し、昭和56年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 昭和57年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和56年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得を有する場合において、新条例第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が伝達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新条例第29条の3第1項の確定申告書を含む。))にこの条例による改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。))附則第8条の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の市民税の所得割については、新条例附則第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、旧条例附則第8条の規定の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する規定は、昭和57年度分の固定資産税から適用し、昭和56年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第123条第2項の規定は、昭和57年4月1日(以下「施行日」という。)以後に取得される土地及び地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和57年法律第10号)による改正後の地方税法第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で昭和44年1月1日(地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第75号)による改正後の地方税法施行令附則第16条の2の3第2号に掲げる土地)については、昭和48年7月1日から施行日の前日までの間に取得されたものに係る昭和57年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用する。
- (2項…一部改正・3項…削除〔平成3年条例14号〕)
- (都市計画法に関する経過措置)
- 第5条 新条例の規定中都市計画法に関する規定は、昭和57年度分の都市計画法から適用し、昭和56年度分までの都市計画法については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和57年9月29日条例第32号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和58年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和57年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和58年4月1日条例第6号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第27条の2の規定は、昭和58年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和57年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第5条の3の規定は、昭和57年度分の個人の市民税については、なおその効力を有する。
- 3 新条例第24条第2項の規定は、昭和58年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は同条第3項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第33条の7第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第33条の7第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税として納付した、又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 新条例第47条の2第1項第3号の規定は、昭和59年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和58年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第47条の3の規定は、昭和59年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第79条第2項及び第3項並びに第80条第1項及び第2項の規定は、昭和58年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和57年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 旧条例附則第16条に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和57年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第5条 新条例第131条の2第1項第3号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和58年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和57年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第131条の2第1項第3号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日以前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和58年8月12日条例第16号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和58年12月29日条例第26号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和59年3月30日条例第3号)
- この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和59年4月1日条例第10号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第2条中鳥取市税条例第36条の4及び別表第1の改正規定並びに附則第4条第1項の規定は昭和60年1月1日から、第2条の規定(鳥取市税条例第36条の4及び別表第1の改正規定を除く。)及び附則第4条第2項の規定は昭和60年4月1日から施行する。
- (市民税の法人税割の徴収猶予に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)第12条及び附則第5条の2(地方税法等の一部を改正する法律(昭和59年法律第7号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の3の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)は、昭和59年4月1日(以下「施行日」という。)前に終了した事業年度に係る市民税の法人税割については、なおその効力を有する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和59年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和58年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第24条第2項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同条第3項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第33条の7第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第33条の7第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税として納付した、又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。
- 第4条 第2条の規定による改正後の鳥取市税条例第36条の4及び別表第1の規定は、昭和60年1月1日以後に支払うべき退職手当等(同条例第36条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。
- 2 第2条の規定による改正後の鳥取市税条例の規定中個人の市民税に関する部分(同条例第36条の4及び別表第1の規定を除く。)は、昭和60年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和59年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第5条 新条例第71条の規定は、昭和59年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和58年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 旧条例附則第16条に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和58年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。
- (都市計画法に関する経過措置)
- 第6条 新条例附則第25条の規定は、昭和59年度以後の年度分の都市計画法について適用し、昭和58年度分までの都市計画法については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和60年3月29日条例第5号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

- 売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する市たばこ消費税については、なお従前の例による。
- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社がこの条例による改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)第2章第4節の規定により申告納付するものとする。
- 3 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第6号)附則第4条に規定する製造たばこが、施行日において新条例第81条第1項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。
- 4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)附則第10条第1項の規定により小売販売業者とみなされた者(以下この項において「継続小売販売業者」という。)が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新条例第87条の2の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条例第1項に規定する納付された、又は納付されるべき市たばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧条例第83条第2項の規定により納付した、又は納付すべきであった市たばこ消費税額に相当する金額とする。
- 附 則(昭和60年3月30日条例第20号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、附則第17条の2及び第17条の3の改正規定並びに附則第2条第3項の規定は昭和61年4月1日から、附則第6条及び第7条第2項の改正規定並びに附則第2条第4項の規定は昭和62年4月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第24条第1項の規定は、昭和60年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和59年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 昭和60年7月1日前に個人の市民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場所における当該納入金に添える納入書の様式については、従前の例によることができる。
- 3 新条例附則第17条の2及び第17条の3の規定は、昭和61年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和60年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第6条及び第7条第2項の規定は、昭和62年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和61年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 昭和62年4月1日前に法人の市民税に係る徴収金を納付する者が当該徴収金を納付する場合における当該徴収金に添える納付書の様式については、従前の例によることができる。
- 6 改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第26条の規定は、昭和59年度分の個人の市民税については、なおその効力を有する。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する規定は、昭和60年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和59年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第71条第1号及び附則第16条第1項の規定は、昭和60年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和59年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 旧条例附則第16条に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和59年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第5条 新条例附則第15条の2第1項及び第15条の3の規定は、昭和60年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和59年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第6条 新条例の規定中都市計画税に関する規定は、昭和60年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和59年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和60年6月28日条例第23号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和61年4月1日条例第14号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第17条第2項及び附則第5条第1項の規定は、昭和61年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和60年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (市たばこ消費税に関する経過措置)
- 第3条 昭和61年5月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ消費税については、なお従前の例による。
- 2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第81条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和61年法律第13号)附則第21条第4項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ消費税を課する。この場合における市たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ消費税の税率は、1,000本につき290円とする。
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(昭和61年自治省令第6号)第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、昭和61年10月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ消費税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第83条第2項、第87条第4項及び第5項並びに第87条の4の規定を適用する。この場合において、新条例第12条中「第87条第1項若しくは第2項、」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(昭和61年鳥取市条例第14号。以下この条及び第2章第4節において「昭和61年改正条例」という。)附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第87条第1項若しくは第2項」とあるのは「昭和61年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第83条第2項中「前項」とあるのは「昭和61年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第87条第4項中「施行規則第34号の2の様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(昭和61年自治省令第6号)第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「昭和61年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第87条の4第2項中「第87条第1項又は第2項」とあるのは「昭和61年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ消費税に相当する金額を、新条例第87条の2の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例附則第16条の2第3項の規定により読み替えて適用される新条例第87条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した旅行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

附 則(昭和61年8月29日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月31日条例第16号)

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 昭和62年度分の固定資産税に限り、改正後の鳥取市税条例第57条の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは「4月20日」とする。

附 則(昭和62年12月22日条例第30号)

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の改正規定 公布の日

(2) 第36条の4及び別表第1の改正規定並びに附則第2条第3項及び第4項の規定 昭和63年1月1日

(3) 附則第16条の3第3項第2号の改正規定及び附則第2条第6項の規定(新条例附則第16条の3第3項に係る部分に限る。) 昭和64年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第27条の3第1項の規定は、昭和63年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和62年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 昭和63年度分の個人の市民税に限り、新条例第27条の3第1項の規定の適用については同項の表は、次の表のとおりとする。

60万円以下の金額	100分の3
60万円を超える金額	100分の5
130万円を超える金額	100分の7
260万円を超える金額	100分の8
460万円を超える金額	100分の10
950万円を超える金額	100分の11
1,900万円を超える金額	100分の12

3 新条例第36条の4及び別表の規定は、昭和63年1月1日以後に支払うべき退職手当等(同条例第36条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 昭和63年1月1日から同年12月31日までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割に限り、新条例第36条の4の規定の適用については同条の表は、次の表のとおりとし、新条例附則第9条第2項及び第3項の規定の適用については同項中「別表」とあるのは、「鳥取市税条例の一部を改正する条例(昭和62年鳥取市条例第30号)附則別表」とする。

60万円以下の金額	100分の3
60万円を超える金額	100分の5
130万円を超える金額	100分の7
260万円を超える金額	100分の8
460万円を超える金額	100分の10
950万円を超える金額	100分の11
1,900万円を超える金額	100分の12

5 新条例第27条の2、第31条第1項、附則第16条の4、第16条の5、第17条の2及び第17条の3の規定は、昭和63年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和62年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第29条の2、第33条の3第1項第1号及び附則第16条の3第3項の規定は、昭和64年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和63年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、昭和63年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の市民税に適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第33条の7第1項(地方税法の一部を改正する法律(昭和62年法律第94号)による改正後の地方税法第321条の8第1項の規定に関する部分に限る。)及び新条例第33条の7第2項の規定は、昭和63年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則別表(附則第2条関係) 退職所得に係る市民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
			120,000	124,000	1,600
8,000円未満		0	124,000	128,000	1,600
8,000	12,000	100	128,000	132,000	1,700
12,000	16,000	100	132,000	136,000	1,700
16,000	20,000	200	136,000	140,000	1,800
20,000	24,000	200	140,000	144,000	1,800
24,000	28,000	300	144,000	148,000	1,900
28,000	32,000	300	148,000	152,000	1,900
32,000	36,000	400	152,000	156,000	2,000
36,000	40,000	400	156,000	160,000	2,100
40,000	44,000	500	160,000	164,000	2,100
44,000	48,000	500	164,000	168,000	2,200
48,000	52,000	600	168,000	172,000	2,200
52,000	56,000	700	172,000	176,000	2,300
56,000	60,000	700	176,000	180,000	2,300
60,000	64,000	800	180,000	184,000	2,400
64,000	68,000	800	184,000	188,000	2,400
68,000	72,000	900	188,000	192,000	2,500
72,000	76,000	900	192,000	196,000	2,500
76,000	80,000	1,000	196,000	200,000	2,600

84,000	88,000	1,100	204,000	208,000	2,700
88,000	92,000	1,100	208,000	212,000	2,800
92,000	96,000	1,200	212,000	216,000	2,800
96,000	100,000	1,200	216,000	220,000	2,900
100,000	104,000	1,300	220,000	224,000	2,900
104,000	108,000	1,400	224,000	228,000	3,000
108,000	112,000	1,400	228,000	232,000	3,000
112,000	116,000	1,500	232,000	236,000	3,100
116,000	120,000	1,500	236,000	240,000	3,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
240,000	244,000	3,200	468,000	476,000	6,300
244,000	248,000	3,200	476,000	484,000	6,400
248,000	252,000	3,300	484,000	492,000	6,500
252,000	260,000	3,400	492,000	500,000	6,600
260,000	268,000	3,500	500,000	508,000	6,700
268,000	276,000	3,600	508,000	516,000	6,800
276,000	284,000	3,700	516,000	524,000	6,900
284,000	292,000	3,800	524,000	532,000	7,000
292,000	300,000	3,900	532,000	540,000	7,100
300,000	308,000	4,000	540,000	548,000	7,200
308,000	316,000	4,100	548,000	556,000	7,300
316,000	324,000	4,200	556,000	564,000	7,500
324,000	332,000	4,300	564,000	572,000	7,600
332,000	340,000	4,400	572,000	580,000	7,700
340,000	348,000	4,500	580,000	588,000	7,800
348,000	356,000	4,600	588,000	596,000	7,900
356,000	364,000	4,800	596,000	604,000	8,000
364,000	372,000	4,900	604,000	612,000	8,100
372,000	380,000	5,000	612,000	620,000	8,200
380,000	388,000	5,100	620,000	628,000	8,300
388,000	396,000	5,200	628,000	636,000	8,400
396,000	404,000	5,300	636,000	644,000	8,500
404,000	412,000	5,400	644,000	652,000	8,600
412,000	420,000	5,500	652,000	660,000	8,800
420,000	428,000	5,600	660,000	668,000	8,900
428,000	436,000	5,700	668,000	676,000	9,000
436,000	444,000	5,800	676,000	684,000	9,100
444,000	452,000	5,900	684,000	692,000	9,200
452,000	460,000	6,100	692,000	700,000	9,300
460,000	468,000	6,200	700,000	708,000	9,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
708,000	716,000	9,500	1,032,000	1,044,000	13,900
716,000	724,000	9,600	1,044,000	1,056,000	14,000
724,000	732,000	9,700	1,056,000	1,068,000	14,200
732,000	740,000	9,800	1,068,000	1,080,000	14,400
740,000	748,000	9,900	1,080,000	1,092,000	14,500
748,000	756,000	10,000	1,092,000	1,104,000	14,700
756,000	764,000	10,200	1,104,000	1,116,000	14,900
764,000	772,000	10,300	1,116,000	1,128,000	15,000
772,000	780,000	10,400	1,128,000	1,140,000	15,200
780,000	792,000	10,500	1,140,000	1,152,000	15,300
792,000	804,000	10,600	1,152,000	1,164,000	15,500
804,000	816,000	10,800	1,164,000	1,176,000	15,700
816,000	828,000	11,000	1,176,000	1,188,000	15,800
828,000	840,000	11,100	1,188,000	1,200,000	16,000
840,000	852,000	11,300	1,200,000	1,212,000	16,200
852,000	864,000	11,500	1,212,000	1,224,000	16,400
864,000	876,000	11,600	1,224,000	1,236,000	16,700
876,000	888,000	11,800	1,236,000	1,248,000	17,000
888,000	900,000	11,900	1,248,000	1,260,000	17,200
900,000	912,000	12,100	1,260,000	1,272,000	17,500
912,000	924,000	12,300	1,272,000	1,284,000	17,800
924,000	936,000	12,400	1,284,000	1,296,000	18,000

960,000	972,000	12,900	1,320,000	1,332,000	18,900
972,000	984,000	13,100	1,332,000	1,344,000	19,100
984,000	996,000	13,200	1,344,000	1,356,000	19,400
996,000	1,008,000	13,400	1,356,000	1,368,000	19,700
1,008,000	1,020,000	13,600	1,368,000	1,380,000	19,900
1,020,000	1,032,000	13,700	1,380,000	1,392,000	20,200
退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
1,392,000	1,404,000	20,500	1,816,000	1,832,000	30,000
1,404,000	1,416,000	20,700	1,832,000	1,848,000	30,400
1,416,000	1,428,000	21,000	1,848,000	1,864,000	30,700
1,428,000	1,440,000	21,300	1,864,000	1,880,000	31,100
1,440,000	1,452,000	21,600	1,880,000	1,896,000	31,500
1,452,000	1,464,000	21,800	1,896,000	1,912,000	31,800
1,464,000	1,476,000	22,100	1,912,000	1,928,000	32,200
1,476,000	1,488,000	22,400	1,928,000	1,944,000	32,500
1,488,000	1,500,000	22,600	1,944,000	1,960,000	32,900
1,500,000	1,512,000	22,900	1,960,000	1,976,000	33,300
1,512,000	1,524,000	23,200	1,976,000	1,992,000	33,600
1,524,000	1,536,000	23,400	1,992,000	2,008,000	34,000
1,536,000	1,548,000	23,700	2,008,000	2,024,000	34,300
1,548,000	1,560,000	24,000	2,024,000	2,040,000	34,700
1,560,000	1,576,000	24,300	2,040,000	2,056,000	35,100
1,576,000	1,592,000	24,600	2,056,000	2,072,000	35,400
1,592,000	1,608,000	25,000	2,072,000	2,088,000	35,800
1,608,000	1,624,000	25,300	2,088,000	2,104,000	36,100
1,624,000	1,640,000	25,700	2,104,000	2,120,000	36,500
1,640,000	1,656,000	26,100	2,120,000	2,136,000	36,900
1,656,000	1,672,000	26,400	2,136,000	2,152,000	37,200
1,672,000	1,688,000	26,800	2,152,000	2,168,000	37,600
1,688,000	1,704,000	27,100	2,168,000	2,184,000	37,900
1,704,000	1,720,000	27,500	2,184,000	2,200,000	38,300
1,720,000	1,736,000	27,900	2,200,000	2,216,000	38,700
1,736,000	1,752,000	28,200	2,216,000	2,232,000	39,000
1,752,000	1,768,000	28,600	2,232,000	2,248,000	39,400
1,768,000	1,784,000	28,900	2,248,000	2,264,000	39,700
1,784,000	1,800,000	29,300	2,264,000	2,280,000	40,100
1,800,000	1,816,000	29,700	2,280,000	2,296,000	40,500
退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
2,296,000	2,312,000	40,800	2,820,000	2,840,000	54,600
2,312,000	2,328,000	41,200	2,840,000	2,860,000	55,200
2,328,000	2,344,000	41,500	2,860,000	2,880,000	55,800
2,344,000	2,360,000	41,900	2,880,000	2,900,000	56,500
2,360,000	2,376,000	42,300	2,900,000	2,920,000	57,100
2,376,000	2,392,000	42,600	2,920,000	2,940,000	57,700
2,392,000	2,408,000	43,000	2,940,000	2,960,000	58,400
2,408,000	2,424,000	43,300	2,960,000	2,980,000	59,000
2,424,000	2,440,000	43,700	2,980,000	3,000,000	59,600
2,440,000	2,456,000	44,100	3,000,000	3,020,000	60,300
2,456,000	2,472,000	44,400	3,020,000	3,040,000	60,900
2,472,000	2,488,000	44,800	3,040,000	3,060,000	61,500
2,488,000	2,504,000	45,100	3,060,000	3,080,000	62,100
2,504,000	2,520,000	45,500	3,080,000	3,100,000	62,800
2,520,000	2,536,000	45,900	3,100,000	3,120,000	63,400
2,536,000	2,552,000	46,200	3,120,000	3,140,000	64,000
2,552,000	2,568,000	46,600	3,140,000	3,160,000	64,700
2,568,000	2,584,000	46,900	3,160,000	3,180,000	65,300
2,584,000	2,600,000	47,300	3,180,000	3,200,000	65,900
2,600,000	2,620,000	47,700	3,200,000	3,220,000	66,600
2,620,000	2,640,000	48,300	3,220,000	3,240,000	67,200
2,640,000	2,660,000	48,900	3,240,000	3,260,000	67,800
2,660,000	2,680,000	49,500	3,260,000	3,280,000	68,400
2,680,000	2,700,000	50,200	3,280,000	3,300,000	69,100
2,700,000	2,720,000	50,800	3,300,000	3,320,000	69,700

2,760,000	2,780,000	52,700	3,360,000	3,380,000	71,600
2,780,000	2,800,000	53,300	3,380,000	3,400,000	72,200
2,800,000	2,820,000	54,000	3,400,000	3,420,000	72,900
退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
3,420,000	3,440,000	73,500	4,020,000	4,040,000	92,400
3,440,000	3,460,000	74,100	4,040,000	4,060,000	93,000
3,460,000	3,480,000	74,700	4,060,000	4,080,000	93,600
3,480,000	3,500,000	75,400	4,080,000	4,100,000	94,300
3,500,000	3,520,000	76,000	4,100,000	4,120,000	94,900
3,520,000	3,540,000	76,600	4,120,000	4,140,000	95,500
3,540,000	3,560,000	77,300	4,140,000	4,160,000	96,200
3,560,000	3,580,000	77,900	4,160,000	4,180,000	96,800
3,580,000	3,600,000	78,500	4,180,000	4,200,000	97,400
3,600,000	3,620,000	79,200	4,200,000	4,220,000	98,100
3,620,000	3,640,000	79,800	4,220,000	4,240,000	98,700
3,640,000	3,660,000	80,400	4,240,000	4,260,000	99,300
3,660,000	3,680,000	81,000	4,260,000	4,280,000	99,900
3,680,000	3,700,000	81,700	4,280,000	4,300,000	100,600
3,700,000	3,720,000	82,300	4,300,000	4,320,000	101,200
3,720,000	3,740,000	82,900	4,320,000	4,340,000	101,800
3,740,000	3,760,000	83,600	4,340,000	4,360,000	102,500
3,760,000	3,780,000	84,200	4,360,000	4,380,000	103,100
3,780,000	3,800,000	84,800	4,380,000	4,400,000	103,700
3,800,000	3,820,000	85,500	4,400,000	4,420,000	104,400
3,820,000	3,840,000	86,100	4,420,000	4,440,000	105,000
3,840,000	3,860,000	86,700	4,440,000	4,460,000	105,600
3,860,000	3,880,000	87,300	4,460,000	4,480,000	106,200
3,880,000	3,900,000	88,000	4,480,000	4,500,000	106,900
3,900,000	3,920,000	88,600	4,500,000	4,520,000	107,500
3,920,000	3,940,000	89,200	4,520,000	4,540,000	108,100
3,940,000	3,960,000	89,900	4,540,000	4,560,000	108,800
3,960,000	3,980,000	90,500	4,560,000	4,580,000	109,400
3,980,000	4,000,000	91,100	4,580,000	4,600,000	110,000
4,000,000	4,020,000	91,800	4,600,000	4,620,000	110,700
退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
4,620,000	4,640,000	111,300	5,220,000	5,240,000	130,300
4,640,000	4,660,000	111,900	5,240,000	5,260,000	131,000
4,660,000	4,680,000	112,500	5,260,000	5,280,000	131,700
4,680,000	4,700,000	113,200	5,280,000	5,300,000	132,400
4,700,000	4,720,000	113,800	5,300,000	5,320,000	133,200
4,720,000	4,740,000	114,400	5,320,000	5,340,000	133,900
4,740,000	4,760,000	115,100	5,340,000	5,360,000	134,600
4,760,000	4,780,000	115,700	5,360,000	5,380,000	135,300
4,780,000	4,800,000	116,300	5,380,000	5,400,000	136,000
4,800,000	4,820,000	117,000	5,400,000	5,420,000	136,800
4,820,000	4,840,000	117,600	5,420,000	5,440,000	137,500
4,840,000	4,860,000	118,200	5,440,000	5,460,000	138,200
4,860,000	4,880,000	118,800	5,460,000	5,480,000	138,900
4,880,000	4,900,000	119,500	5,480,000	5,500,000	139,600
4,900,000	4,920,000	120,100	5,500,000	5,520,000	140,400
4,920,000	4,940,000	120,700	5,520,000	5,540,000	141,100
4,940,000	4,960,000	121,400	5,540,000	5,560,000	141,800
4,960,000	4,980,000	122,000	5,560,000	5,580,000	142,500
4,980,000	5,000,000	122,600	5,580,000	5,600,000	143,200
5,000,000	5,020,000	123,300	5,600,000	5,620,000	144,000
5,020,000	5,040,000	123,900	5,620,000	5,640,000	144,700
5,040,000	5,060,000	124,500	5,640,000	5,660,000	145,400
5,060,000	5,080,000	125,100	5,660,000	5,680,000	146,100
5,080,000	5,100,000	125,800	5,680,000	5,700,000	146,800
5,100,000	5,120,000	126,400	5,700,000	5,720,000	147,600
5,120,000	5,140,000	127,000	5,720,000	5,740,000	148,300
5,140,000	5,160,000	127,700	5,740,000	5,760,000	149,000
5,160,000	5,180,000	128,300	5,760,000	5,780,000	149,700

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
5,820,000	5,840,000	151,900	6,420,000	6,440,000	173,500
5,840,000	5,860,000	152,600	6,440,000	6,460,000	174,200
5,860,000	5,880,000	153,300	6,460,000	6,480,000	174,900
5,880,000	5,900,000	154,000	6,480,000	6,500,000	175,600
5,900,000	5,920,000	154,800	6,500,000	6,520,000	176,400
5,920,000	5,940,000	155,500	6,520,000	6,540,000	177,100
5,940,000	5,960,000	156,200	6,540,000	6,560,000	177,800
5,960,000	5,980,000	156,900	6,560,000	6,580,000	178,500
5,980,000	6,000,000	157,600	6,580,000	6,600,000	179,200
6,000,000	6,020,000	158,400	6,600,000	6,620,000	180,000
6,020,000	6,040,000	159,100	6,620,000	6,640,000	180,700
6,040,000	6,060,000	159,800	6,640,000	6,660,000	181,400
6,060,000	6,080,000	160,500	6,660,000	6,680,000	182,100
6,080,000	6,100,000	161,200	6,680,000	6,700,000	182,800
6,100,000	6,120,000	162,000	6,700,000	6,720,000	183,600
6,120,000	6,140,000	162,700	6,720,000	6,740,000	184,300
6,140,000	6,160,000	163,400	6,740,000	6,760,000	185,000
6,160,000	6,180,000	164,100	6,760,000	6,780,000	185,700
6,180,000	6,200,000	164,800	6,780,000	6,800,000	186,400
6,200,000	6,220,000	165,600	6,800,000	6,820,000	187,200
6,220,000	6,240,000	166,300	6,820,000	6,840,000	187,900
6,240,000	6,260,000	167,000	6,840,000	6,860,000	188,600
6,260,000	6,280,000	167,700	6,860,000	6,880,000	189,300
6,280,000	6,300,000	168,400	6,880,000	6,900,000	190,000
6,300,000	6,320,000	169,200	6,900,000	6,920,000	190,800
6,320,000	6,340,000	169,900	6,920,000	6,940,000	191,500
6,340,000	6,360,000	170,600	6,940,000	6,960,000	192,200
6,360,000	6,380,000	171,300	6,960,000	6,980,000	192,900
6,380,000	6,400,000	172,000	6,980,000	7,000,000	193,600
6,400,000	6,420,000	172,800	7,000,000	7,020,000	194,400
退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円
7,020,000	7,040,000	195,100	7,620,000	7,640,000	216,700
7,040,000	7,060,000	195,800	7,640,000	7,660,000	217,400
7,060,000	7,080,000	196,500	7,660,000	7,680,000	218,100
7,080,000	7,100,000	197,200	7,680,000	7,700,000	218,800
7,100,000	7,120,000	198,000	7,700,000	7,720,000	219,600
7,120,000	7,140,000	198,700	7,720,000	7,740,000	220,300
7,140,000	7,160,000	199,400	7,740,000	7,760,000	221,000
7,160,000	7,180,000	200,100	7,760,000	7,780,000	221,700
7,180,000	7,200,000	200,800	7,780,000	7,800,000	222,400
7,200,000	7,220,000	201,600	7,800,000	7,820,000	223,200
7,220,000	7,240,000	202,300	7,820,000	7,840,000	223,900
7,240,000	7,260,000	203,000	7,840,000	7,860,000	224,600
7,260,000	7,280,000	203,700	7,860,000	7,880,000	225,300
7,280,000	7,300,000	204,400	7,880,000	7,900,000	226,000
7,300,000	7,320,000	205,200	7,900,000	7,920,000	226,800
7,320,000	7,340,000	205,900	7,920,000	7,940,000	227,500
7,340,000	7,360,000	206,600	7,940,000	7,960,000	228,200
7,360,000	7,380,000	207,300	7,960,000	7,980,000	228,900
7,380,000	7,400,000	208,000	7,980,000	8,000,000	229,600
7,400,000	7,420,000	208,800			
7,420,000	7,440,000	209,500	8,000,000	9,200,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から57,600円を控除した金額
7,440,000	7,460,000	210,200			
7,460,000	7,480,000	210,900			
7,480,000	7,500,000	211,600			
7,500,000	7,520,000	212,400			
7,520,000	7,540,000	213,100	9,200,000	19,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.5%を乗じて算出した金額から140,400円を控除した金額
7,540,000	7,560,000	213,800			
7,560,000	7,580,000	214,500			
7,580,000	7,600,000	215,200			
7,600,000	7,620,000	216,000			
退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額

円	円			
19,000,000	38,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から225,900円を控除した金額	38,000,000円以上	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に5.4%を乗じて算出した金額から396,900円を控除した金額

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

附 則(昭和63年3月31日条例第14号)

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、附則第17条の2の改正規定、附則第17条の3の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、昭和64年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第29条の2第1項の規定は、昭和64年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和63年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が昭和63年4月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第17条の4の規定は、所得割の納税義務者が昭和63年4月1日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和63年法律第4号)による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第31条の4第1項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する規定は、昭和63年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和62年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和63年度分の固定資産税に限り、新条例第57条の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「4月20日」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第15条の2の規定は、昭和63年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和62年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する規定は、昭和63年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和62年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年12月23日条例第25号)

この条例は、昭和64年2月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月30日条例第30号)

1 この条例は、昭和64年1月1日から施行する。

2 改正後の第36条の4及び別表の規定は、昭和64年1月1日以後に支払うべき退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等をいう。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月30日条例第7号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第27条及び第29条の2第1項の改正規定並びに附則第20条を削り、附則第19条を附則第20条とし、附則第18条の次に1条を加える改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和63年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成元年4月1日(以下「施行日」という。)以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第109号)第10条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の10第1項に規定する株式等の譲渡に係る個人の市民税について適用する。

3 改正前の鳥取市税条例(次条第2項及び附則第6条において「旧条例」という。)第27条の規定は、平成元年度分までの個人の市民税については、なおその効力を有する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中市たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新条例第81条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(第3項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき市たばこ税について適用する。

2 施行日以前に行われた旧条例第83条第1項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する市たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等(新条例第81条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。)が、施行日以前に既に市たばこ消費税を課せられた製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新条例第85条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が施行日以前に売り渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新条例第87条の2第1項の規定による控除を受ける場合において、同項中「たばこ税額(当該たばこ税額)」を「たばこ消費税額(当該たばこ消費税額)」として、同条の規定を適用する。

(電気税及びガス税に関する経過措置)

第4条 施行日以前に使用した電気又はガス(継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスにあっては、施行日以前にその料金を収納した、又は収納すべきであったもの)に対して課する電気税及びガス税については、なお従前の例による。

2 施行日以前から継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日から1月を経過する日までの間にその料金を収納した、又は収納すべきであったものについては、施行日以前にその料金を収納した、又は収納すべきであったものとみなして、前項の規定を適用する。

(木材引取税に関する経過措置)

第5条 施行日以前に行われた素材の引取りに対して課する木材引取税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為並びにこの附則によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月31日条例第17号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第27条の2の改正規定、第29条の2第1項の改正規定(「第314条の2第4項」を「第314条の2第5項」に改める部分に限る。)及び附則第16条の3第1項第2号の改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

- 2 新条例第27条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が昭和64年1月1日以後に社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第72条第2項に規定する共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。
- 3 新条例第29条の2第1項及び第3項の規定は、平成2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 新条例第37条第6項の規定は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和63年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 昭和63年7月23日以後に農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号。以下「改正法」という。)による改正後の農用地整備公団法附則第19条第1項に規定する業務のうち改正法による改正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業が施行された場合における新条例第37条第6項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業(農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法附則第19条第1項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)による改正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業を含む。)」とする。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第123条第4項の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成元年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和63年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第123条第4項の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和63年7月23日以後にされる土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 3 昭和63年7月23日以後に改正法による改正後の農用地整備公団法附則第19条第1項に規定する業務のうち改正法による改正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業が施行された場合における新条例第123条第4項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業(農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法附則第19条第1項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)による改正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業を含む。)」とする。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第5条 新条例附則第16条第2項の規定は、平成元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和63年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第6条 新条例附則第25条の規定は、平成元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和63年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成2年3月31日条例第9号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第27条の2の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定は、平成3年4月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第17条第2項、附則第5条及び第16条の3の規定は、平成2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の3の規定の適用については、平成2年度分の個人の市民税に限り、同条第1項第1号中「100分の28」とあるのは「100分の27.3」と、同条第2項第2号中「100分の67」とあるのは「100分の68」と、同条第3項第2号中「100分の28」とあるのは「100分の29」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 3 新条例第27条の2及び第29条の2第1項の規定は、平成3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第27条の2の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成2年1月1日以後に支払った地方税法の一部を改正する法律(平成2年法律第14号)の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第5号に規定する生命保険料、同項第5号の2に規定する個人年金保険料又は同項第5号の3に規定する損害保険料について適用する。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第3条 新条例第79条第1項及び第2項の規定は、平成2年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第4条 新条例附則第15条の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成2年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成元年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第15条の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成元年6月30日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成3年3月30日条例第14号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第57条及び附則第17条の2の改正規定、附則第17条の3を削る改正規定、附則第17条の4第1項の改正規定(「第31条の4第1項」を「第31条の3第1項」に改める部分に限る。)並びに同条を附則第17条の3とする改正規定並びに附則第3条第2項及び附則第5条第2項から第6項までの規定 平成4年4月1日
- (2) 附則第17条第1項の改正規定及び附則第17条の4第1項の改正規定(「第31条の4第1項」を「第31条の3第1項」に改める部分を除く。)並びに附則第5条第1項及び第7項の規定 平成5年4月1日
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第36条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。)に関する部分は、平成3年1月1日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分(新条例第36条の7の規定による特別徴収に係る部分に限る。)は、平成3年中に支払うべき退職手当等で平成3年4月1日(以下「施行日」という。)以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。
- 4 平成3年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の市民税の退職所得割額」という。)を超える場合には、改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の7の規定による納入申告書に、改正後の市民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。
- 5 前項前段に規定する場合に、平成3年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新条例第36条の8第1項第2号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第36条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された、又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された、又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成3年鳥取市条例第14号)の施行の日(同条例附則第1条ただし書に定める日)を除く。)前に支払われた退職手当等にあつては、同条例附則第2条第4項に規定する改正後の市民税の退職所得割額」とする。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する規定は、平成3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成2年度までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第57条第2項の規定は、平成4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成3年度分までの固定資

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第71条第1号エ及び附則第16条の規定は、平成3年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成2年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例等に関する経過措置)

第5条 新条例附則第17条の規定は、所得割の納税義務者が平成4年1月1日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号。以下この条において「平成3年法律第16号」という。)による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。第7項において「改正後の租税特別措置法」という。)第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った平成3年法律第16号による改正前の租税特別措置法(以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。)第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成3年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧条例附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。この場合において、平成3年12月31日までにこの譲渡に係る新条例附則第17条の2の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定の適用については、同条第1項中「100分の6」とあるのは「100分の3.4」とあるのは「課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項各号の規定にかかわらず、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額の100分の3.4に相当する額」と、同条第2項中「譲渡所得に」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割に」とする。

3 平成3年1月1日から同年3月31日までの間に行う新条例附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、改正前の租税特別措置法第34条の2第2項第3号又は第4号に掲げる場合に該当することとなった土地の譲渡につき旧条例附則第17条第1項の規定(改正前の租税特別措置法第34条の2第1項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。)の適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 平成3年法律第16号附則第7条第4項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得については、旧条例附則第17条の3の規定は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、所得割の納税義務者が施行日から平成3年12月31日までの間に行う改正前の租税特別措置法第31条の3第1項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、旧条例附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第7条第4項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第31条の3第1項」と、「附則第17条」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成3年鳥取市条例第14号)による改正前の鳥取市税条例附則第17条」とし、所得割の納税義務者が平成4年1月1日から平成5年3月31日までの間に行う当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、同項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)附則第7条第4項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第31条の3第1項」と、「附則第17条の規定の適用については、同条第1項第2号イ中「100分の5.5」とあるのは「100分の5」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成3年鳥取市条例第14号)による改正後の鳥取市税条例附則第17条の規定の適用については、同条第1項中「100分の6」とあるのは「100分の5.8」とする。

6 前2項の規定の適用がある場合における新条例附則第17条の2の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは「次条又は鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成3年鳥取市条例第14号)附則第5条第4項の規定によりなお効力を有することとされる同条例の規定による改正前の鳥取市税条例附則第17条の3」とする。

7 新条例附則第17条の3の規定は、所得割の納税義務者が平成4年1月1日以後に行う改正後の租税特別措置法第31条の3第1項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の租税特別措置法第31条の4第1項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中特別土地保有税に関する部分は、平成3年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成2年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第7条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(鳥取市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 鳥取市税条例の一部を改正する条例(昭和57年鳥取市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成4年3月31日条例第22号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第3項を削る改正規定及び附則第16条の3の改正規定並びに附則第4条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第17条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の規定は、平成4年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成3年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例に関する経過措置)

第4条 改正前の鳥取市税条例附則第16条の3第1項に規定する租税特別措置法第25条の2第1項の選択をした者の平成5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月31日条例第21号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第17条第2項及び附則第5条第1項の規定は、平成5年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成4年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第37条第8項及び第57条第2項の規定は、平成5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成5年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成4年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例附則第25条の規定は、平成5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附 則(平成5年6月25日条例第24号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第45条の2第9項及び第10項並びに附則第11条、第11条の2及び第12条の規定は、平成6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の2第1項の規定は、平成6年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成5年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日条例第11号)

改正 平成11年3月31日条例第19号

(施行期日)

第1条 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定並びに附則第17条の2の改正規定並びに次条第2項及び附則第5条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第17条第1項の規定は、平成7年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成6年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条第2項の規定は、平成6年4月1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は同条第3項の期間に係る法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第33条の7第1項の申告書(法人税法(昭和40年法律第34号)第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新条例第33条の7第1項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市民税として納付した、又は納付すべきであった市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成6年度分の固定資産税に限り、新条例第57条の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは「4月20日」とする。

3 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律(平成6年法律第15号)附則第9条の規定の適用を受ける地方税法の一部を改正する法律(平成11年法律第15号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3第34項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税の課税標準は、新条例第45条の2第1項から第8項までの規定にかかわらず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第9条に定める額とする。

(3項…一部改正〔平成11年条例19号〕)

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第15条の2第2項の規定は、平成6年1月1日以後にされる土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前にされた土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例に関する経過措置)

第5条 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成6年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の鳥取市税条例附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第9条の規定の適用を受ける地方税法の一部を改正する法律(平成11年法律第15号)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3第34項に規定する事務所及び倉庫に対して課する都市計画税の課税標準は、新条例第149条第1項の規定にかかわらず、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第9条に定める額とする。

(2項…一部改正〔平成11年条例19号〕)

附 則(平成6年12月30日条例第36号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第36条の4の表及び別表の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成7年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の鳥取市税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、平成7年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成6年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の4及び別表の規定は、平成7年1月1日以後に支払うべき退職手当等(新条例第36条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月29日条例第12号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第16条第7項及び第24条第2項の表の規定は、平成7年1月1日から適用する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 改正後の第53条第1項及び第152条第1項の規定は、平成7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成6年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

附 則(平成7年3月31日条例第29号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の改正規定、附則第11条の2の改正規定、附則第12条に1項を加える改正規定、附則第15条の2の改正規定、附則第16条の改正規定、附則第20条の改正規定、同条の次に1項を加える改正規定、附則第22条に1項を加える改正規定、附則第25条の改正規定及び附則第26条の改正規定並びに附則第2条の規定、附則第3条の規定、附則第4条の規定及び附則第7条の規定 平成7年4月1日

(2) 附則第7条第2項の改正規定、附則第17条第1項の改正規定(「第3項第1号」を「第4項第1号」に改める部分を除く。)、附則第17条の2の改正規定、附則第17条の3の改正規定(「額は」の次に「、同条第1項各号の規定にかかわらず」を加える部分に限る。))及び附則第18条第1項の改正規定(「附則第17条第3項第1号」を「附則第17条第4項第1号」に改める部分を除く。))並びに附則第5条第1項、第2項及び第4項並びに附則第6条の規定 平成8年4月1日

(3) 附則第17条の改正規定(同条第1項の改正規定(「第3項第1号」を「第4項第1号」に改める部分を除く。))を除く。)、附則第17条の3の改正規定(「額は」の次に「、同条第1項各号の規定にかかわらず」を加える部分を除く。))並びに附則第18条第1項の改正規定(「附則第17条第3項第1号」を「附則第17条第4項第1号」に改める部分に限る。))及び同条第5項の改正規定並びに附則第5条第3項の規定 平成9年4月1日

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。))による改正後の鳥取市税条例附則第6条の2の規定は、平成7年2月20日から適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第15条の2第1項の規定は、平成7年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成6年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 改正前の鳥取市税条例附則第16条に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する平成6年度分

- を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)による改正前の租税特別措置法(以下「改正前の租税特別措置法」という。)第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第38条第1項に規定する資産の譲渡がある場合における新条例附則第17条第1項の規定の適用については、同項中「第36条第1項」とあるのは「第36条第1項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第38条第1項若しくは第2項」と、「又は同法」とあるのは「又は租税特別措置法」とする。
- 3 新条例附則第17条第2項の規定は、所得割の納税義務者が平成8年1月1日以後に行う改正後の租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用する。
- 4 平成7年1月1日から同年12月31日までの間に行う新条例附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第1項中「前条第1項各号(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「前条第1項各号」とする。
- (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例に関する経過措置)
- 第6条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第38条第1項に規定する資産の譲渡がある場合における新条例附則第18条第1項の規定の適用については、同項第1号中「又は第36条第1項」とあるのは「若しくは第36条第1項又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第17条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第38条第1項若しくは第2項」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第7条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成7年6月23日条例第33号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例附則第10条及び第10条の2の規定は、平成8年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 附 則(平成7年12月21日条例第51号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則(平成8年3月31日条例第28号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 附則第17条の改正規定、附則第17条の2第1項の改正規定(「前条第1項各号(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を「同項各号」に改める部分に限る。)並びに附則第17条の3第1項並びに附則第18条第1項第1号及び同条第5項の改正規定並びに附則第5条第1項の規定 平成9年4月1日
- (2) 附則第17条の2の改正規定(同条第1項の改正規定中「前条第1項各号(同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を「同項各号」に改める部分を除く。)及び附則第5条第2項の規定 平成10年4月1日
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 第5条に定めるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第43条の規定は、平成9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成8年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「4月20日」とする。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第4条 新条例附則第15条の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成8年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成7年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第15条の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成8年4月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第1項の規定は、平成8年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成7年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第15条の2第2項の規定は、平成8年1月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例に関する経過措置)
- 第5条 新条例附則第17条第1項の規定は、所得割の納税義務者が平成8年1月1日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成8年法律第17号)による改正後の租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律(平成8年法律第17号)による改正前の租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成9年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正前の条例附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第6条 新条例第79条第2項の規定は、平成8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 2 平成8年度分の軽自動車税に限り、新条例第79条第2項の規定の適用については、同項中「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び」とあるのは「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定に基づく精神障害者の通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類及びその精神障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類で交付の日から1年を経過していないもの(以下この項において「患者票等」という。))並びに」と、同項第4号中「又は精神障害者保健福祉手帳とあるのは「、精神障害者保健福祉手帳又は患者票等」とする。
- 附 則(平成9年3月31日条例第14号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第36条の4及び別表の改正規定並びに次条第2項の規定は、平成10年1月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 次項に定めるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成9年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成8年度分までの個人の市民税については、

- 係る所得割については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成9年度分の固定資産税に限り、新条例附則第10条の3の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは「4月20日」とする。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成9年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成8年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- (市たばこ税に関する経過措置)
- 第5条 新条例第84条及び附則第16条の2の規定は、施行日以後に行われる新条例第81条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき市たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課する市たばこ税については、なお従前の例による。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第6条 新条例附則第15条の2の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成9年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成8年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第15条の2第3項の規定は、平成9年1月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第7条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成9年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成8年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成9年12月19日条例第26号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第53条及び第152条の規定は、平成10年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成9年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成10年3月24日条例第7号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第19条の次に1条を加える改正規定及び次条の規定は、平成10年4月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)附則第19条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成9年6月5日以後に払込みにより取得をする同条第1項に規定する特定株式に係る同項に規定する損失の金額として法附則第35条の3第1項に規定する金額及び新条例附則第19条の2第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。
- 附 則(平成10年3月31日条例第25号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、附則第6条に1項を加える改正規定、附則第16条の4の改正規定、附則第16条の5を改める改正規定、附則第17条、第17条の2、第17条の3及び第18条の改正規定並びに次条第2項及び附則第6条の規定は、平成11年4月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第17条第2項及び新条例附則第5条第1項の規定は、平成10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第16条の4から第18条までの規定は、平成11年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成10年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 平成10年度分の固定資産税に限り、新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「4月20日」とする。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定(新条例第124条及び第125条の規定を除く。)中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成10年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成9年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第128条及び附則第15条の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条及び第132条の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後に取得される土地の取得及び施行日前の土地の取得であって法第599条第1項第2号又は第3号の規定により平成11年2月末日までに申告納付すべきもの(平成10年2月末日までに申告納付した、又は申告納付すべきであったものを除く。以下この項において「平成11年2月末日までに申告納付すべき土地の取得」という。)に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得(平成11年2月末日までに申告納付すべき土地の取得を除く。)に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成10年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成9年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- (超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例に関する経過措置)
- 第6条 所得割の納税義務者が平成10年1月1日に行った租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法第28条の5第1項に規定する超短期所有土地の譲渡等に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成10年12月28日条例第39号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成11年3月31日条例第19号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第43条及び第44条の改正規定、附則第17条第1項及び第2項、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第21条第2項の改正規定並びに附則第3条第4項並びに第4条第2項及び第3項の規定 平成12年4月1日
- (2) 第64条及び第66条の改正規定、附則第3条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条第1項の改正規定並びに次条の規定 平成12年1月1日
- (3) 附則第16条の2の改正規定及び附則第5条の規定 平成11年5月1日
- (延滞金に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- (市民税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成11年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成10年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 改正前の鳥取市税条例附則第6条第2項の規定は、平成11年1月1日に行われた租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第9号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の5第3項第1号に規定する譲渡資産の同条第6項に規定する譲渡に係る新条例第26条第2項の規定の適用については、なおその効力を有する。
- 3 新条例附則第6条の2の規定は、平成12年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成11年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- による。
- 5 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第36条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び第7項において同じ。)に関する部分は、平成11年1月1日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。))に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。
- 6 前項の場合において、平成11年中に支払うべき退職手当等で平成11年4月1日(以下「施行日」という。)前に支払われたものに係る新条例第36条の8及び附則第9条第2項の規定の適用については、新条例第36条の8中「第36条の4」とあるのは「附則第21条第3項の規定の適用がないものとした場合における第36条の4」と、新条例附則第9条第2項中「第36条の8第1項又は第2項」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成11年鳥取市条例第19号)附則第3条第3項の規定により読み替えて適用される第36条の8第1項又は第2項」と、「第36条の4」とあるのは「附則第21条第3項の規定の適用がないものとした場合における第36条の4」と、「別表」とあるのは「附則第21条第3項の規定の適用がないものとした場合における別表」とする。
- 7 平成11年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき新条例第36条の7の規定により納入された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新条例の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の市民税の退職所得割額」という。)を超える場合には、新条例第36条の7の規定による納入申告書に、改正後の市民税の退職所得割額が記載されたものとみなして、当該過納に係る税額の還付を当該退職手当等の支払を受けた者に對して行うものとする。この場合において、当該退職手当等の支払を受けた者に未納に係る徴収金があるときは、当該過納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該退職手当等の支払を受けた者の未納に係る徴収金に充当する。
- 8 前項前段に規定する場合には、平成11年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新条例第36条の8第1項第2号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新条例第36条の12第1項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成11年鳥取市条例第19号)の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同条例附則第3条第7項に規定する改正後の市民税の退職所得割額)」とする。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成11年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成10年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第43条及び第44条の規定は、平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成12年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までに地方税法の一部を改正する法律(平成11年法律第15号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10号に規定する事業又は施設の用に供された固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成11年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成10年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- (市たばこ税に関する経過措置)
- 第6条 平成11年5月1日以前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- (鳥取市税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 第7条 鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成6年条例第11号)の一部を次のように改正する。
- (次のよう略)
- 附 則(平成12年3月28日条例第7号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の条例に基づく規則又は規程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の規定による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 附 則(平成12年3月28日条例第11号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)
- 附 則(平成12年3月28日条例第13号)
- この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則(平成12年3月31日条例第29号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- (個人の市民税に関する経過措置)
- 第2条 次項に定めるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成11年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第20条の規定は、平成13年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成12年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成11年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成11年10月1日以後に緑資源公団法(昭和31年法律第85号)附則第13条第1項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。)附則第19条第1項の業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)による改正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業が施行された場合における新条例第37条第5項の規定の適用については、同項中「同法第18条第1項第7号イの事業」とあるのは、「同法第18条第1項第7号イの事業及び同法附則第13条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法附則第19条第1項の業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和63年法律第44号)による改正前の農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業」とする。
- 3 平成11年10月1日以後に緑資源公団法附則第13条第1項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業が施行された場合における新条例第37条第5項の規定の適用については、同項中「同法第18条第1項第7号イの事業」とあるのは、「同法第18条第1項第7号イの事業及び同法附則第13条第1項の規定により行う業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業」とする。
- 4 平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に取得(共有持分の取得を含む。)され、又は改良された地方税法等の一部を改正する法律(平成12年法律第4号。以下「改正法」という。)附則第7条第17項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第16条の2第10項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 平成7年1月17日から平成12年3月31日までの間に取得され、又は改良された改正法附則第7条第18項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第16条の2第11項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、旧条例附則第10条の規定は、なおその効力を有する。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成11年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第5条 平成11年10月1日以後に緑資源公団法附則第13条第1項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業が施行された場合における新条例第123条第4項の規定の適用については、同項中「同法第18条第1項第7号イの事業」とあるのは、「同法第18条第1項第7号イの事業及び同法附則第13条第1項の規定により行う業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第8条の規定による廃止前の農用

- による。
- 3 新条例附則第15条の規定は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第15条の2の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成12年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成11年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第15条の2第3項の規定は、平成12年1月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成12年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成11年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成12年12月22日条例第45号)
- この条例は、平成13年1月6日から施行する。
- 附 則(平成13年3月23日条例第6号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の鳥取市税条例の規定は、平成13年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成12年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成13年3月30日条例第22号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第12条、第33条の7及び第33条の9の改正規定並びに次条第2項の規定は、同年3月31日から、第149条第1項の改正規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成12年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第12条、第33条の7及び第33条の9の規定は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人の市民税及び各計算期間の法人税額に係る法人の市民税並びに施行日以後に解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の市民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成12年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第47条の3第2項及び第3項の規定は、平成12年1月2日以後に発生した地方税法等の一部を改正する法律(平成13年法律第8号。第4条第3項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の3第1項に規定する震災等(次項において「震災等」という。)により滅失し、又は損壊した区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、平成13年度分の固定資産税に係る新条例第47条の3第2項の規定の適用については、同項中「1月31日」とあるのは、「1月31日(平成13年度分の固定資産税に係る申出にあっては、平成13年4月30日)」とする。
- 3 新条例第60条の3の2の規定は、平成12年1月2日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成13年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、平成13年度分の固定資産税に係る同条第1項の規定の適用については、同項中「1月31日」とあるのは、「1月31日(平成13年度分の固定資産税に係る申告にあっては、平成13年4月30日)」とする。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成13年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成12年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の鳥取市税条例(次項において「旧条例」という。)附則第15条の2第6項に規定する土地のうち、改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第31条の3第7項の規定の適用がある土地(施行日前に取得されたものに限る。)に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 4 旧条例附則第15条の2第6項に規定する土地のうち、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成12年法律第47号)附則第13条の規定による改正前の地方税法附則第31条の3第5項に規定する土地に係る平成13年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成13年3月1日前にされた同項に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成13年6月22日条例第24号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の2及び附則第21条の改正規定は平成14年4月1日から、附則第10条の2の改正規定は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成14年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成13年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成14年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成13年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成13年9月28日条例第34号)
- (施行期日)
- この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 附 則(平成14年3月26日条例第11号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成14年3月31日条例第21号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の表の第1号の改正規定は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)の施行の日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成14年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成13年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 平成14年3月31日までに取得され、又は建設されて事業の用に供された地方税法の一部を改正する法律(平成14年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第10条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第38条第2項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第10条の規定は、なお従前の例による。

- 法附則第31条の2第3項に規定する土地の取得に対して課すべき特別土地保有税については、旧条例附則第15条の規定は、なおその効力を有する。
- 2 新条例附則第15条の2の規定は、平成14年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成13年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成14年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成13年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成14年9月26日条例第33号)
- (施行期日等)
- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第54条の2第2項の改正規定、附則第19条の改正規定、同条の次に4条を加える改正規定及び附則第20条の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成15年1月1日
- (2) 第63条の改正規定 平成15年4月1日
- 2 この条例(前項の規定を除く。)による改正後の鳥取市条例の規定は、平成14年8月1日から適用する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第19条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成15年1月1日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第134号)第1条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。第4項において「改正後の租税特別措置法」という。)第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の市民税について適用する。
- 3 新条例附則第19条の3及び第19条の4の規定は、平成16年度分以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例附則第19条の5の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成15年1月1日以後に行う改正後の租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る新条例附則第19条の5第1項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について適用する。
- 5 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の市民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の市民税について適用し、同日以前に終了した事業年度分の法人の市民税及び同日以前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成15年3月31日条例第19号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第84条及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第4条の規定 平成15年7月1日
- (2) 第37条第5項の改正規定、第123条第4項の改正規定及び第149条第2項の改正規定並びに附則第26条の改正規定(「第34項から第36項まで」を「第41項」に改める部分に限る。) 平成15年10月1日
- (3) 第26条の改正規定、第27条の7の次に1条を加える改正規定、第29条の2第1項、附則第5条及び附則第7条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第8条、第16条の4第3項及び第17条第4項の改正規定、第19条の改正規定(同条第1項に係る部分を除く。)、第19条の4の改正規定、第20条第7項の改正規定(「証券取引法」の次に「(昭和23年法律第25号)」を加える部分に限る。)並びに第20条の2第2項第2号及び第21条第4項の改正規定並びに附則第2条第2項、第3項、第5項、第6項、第8項及び第10項の規定 平成16年1月1日
- (4) 第76条第1項、第2項及び第3項並びに第78条第2項の改正規定、同項に8号を加える改正規定並びに第79条第3項及び第80条第6項の改正規定 平成16年4月1日
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成15年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成14年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第19条(第3項及び第4項を除く。)及び第20条の2の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条(第3項及び第4項を除く。))及び第20条の2の規定の適用については、平成16年度分の個人の市民税に限り、新条例附則第19条第5項第2号中「第27条の7、第27条の8第1項」とあるのは「第27条の7」と、「と、第27条の8第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第19条第4項」とする」とあるのは「と」と、新条例附則第20条の2第2項第2号中「第27条の7、第27条の8第1項」とあるのは「第27条の7」とする。
- 4 新条例附則第19条の2及び第20条の3の規定は、平成16年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 新条例附則第26条及び第27条の8並びに附則第5条第3項、第7条第2項並びに第19条第3項及び第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 新条例附則第8条、第16条の4、第17条及び第21条第4項の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第20条の規定は、個人の市民税の所得割の納税義務者が平成15年4月1日(以下「施行日」という。)以後に行う同条第7項に規定する特定株式の譲渡について適用し、個人の市民税の所得割の納税義務者が施行日前に行った改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第20条第7項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。
- 8 旧条例附則第19条第3項及び第4項の規定は、平成15年度分までの個人の市民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第3項中「租税特別措置法第37条の10第6項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の10第6項」とする。
- 9 旧条例附則第6条の規定は、平成16年度分までの個人の市民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第8条の5」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第8条の5」とする。
- 10 旧条例附則第19条の4の規定は、平成16年度分までの個人の市民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法附則第35条の2の4第1項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第1項」と、同条第1号中「第317条の6第1項」とあるのは「法第317条の6第1項」と、「附則第35条の2の4第1項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第1項」と、「法附則第35条の2の4第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第9号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第35条の2の4第2項」と、「租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号」とする。
- 11 施行日から平成15年12月31日までの間における旧条例附則第19条第3項の規定の適用については、同項中「租税特別措置法第37条の10第6項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の10第6項」と、「租税特別措置法第37条の10第2項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の10第2項」とする。
- 12 平成16年度分の個人の市民税に限り、施行日から平成15年12月31日までの間において支払を受けるべき所得税法第24条第1項に規定する配当等所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)第12条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の3第1項各号に掲げるもの(以下この項において「特定配当」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当に係る所得の金額を除外して算定するものとする。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成15年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成14年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第37条第5項の規定は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第81条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)附則第131条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課せられることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき309円
- (2) 新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき146円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第66号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成16年1月5日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第83条第2項、第87条第4項及び第5項並びに第87条の4の規定を適用する。この場合において、新条例第12条中「第87条第1項若しくは第2項、」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取市条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成15年改正条例」という。)附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第87条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成15年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第83条第2項中「前項」とあるのは「平成15年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第87条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第66号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成15年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第87条の4第2項中「第87条第1項又は第2項」とあるのは「平成15年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第87条の2の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は返付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に返付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例附則第16条の2第3項の規定により読み替えて適用される新条例第87条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成15年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成14年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第123条第4項の規定は、平成16年度以後の年度分の特別土地保有税について適用し、平成15年度分までの特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第14条の2第2項の規定は、平成15年1月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第6条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成15年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成14年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成16年3月25日条例第9号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- (督促手数料に関する経過措置)
- 2 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第14条の規定は、この条例の施行の日以後に発した督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 3 新条例第79条第1項第1号及び第2項第2号の規定は、平成16年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成15年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成16年3月31日条例第16号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第24条第2項の表の第1号の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第67号)第4条の規定の施行の日
- (2) 第33条の2第2項の改正規定 信託業法(平成16年法律第154号)の施行の日
- (3) 第37条第6項の改正規定 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第58号)の施行の日
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成15年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第17条(第2項を除く。)並びに附則第6条の2及び第19条の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第6条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。)第41条の5第7項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第7条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第41条の5第3項第1号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第17条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第18条の規定は、所得割の納税義務者が平成16年1月1日以後に行う新租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第32条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

- 後に払込みにより取得するものに限る。)の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧条例附則第20条第7項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。
- 8 平成16年度分の個人の市民税に限り、施行日の前日において旧条例第17条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第29条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者(同項ただし書に規定する者に限る。)、施行日において新たに当該年度分の新条例第29条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは「平成16年4月30日」とする。
- 9 平成17年度分の個人の市民税に限り、平成17年1月1日現在において、市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市内に住所を有するものに係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,500円」とする。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成15年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- (特別土地保有税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成15年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成16年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成15年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成16年6月23日条例第20号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条の2の改正規定及び次項の規定は、平成17年1月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 2 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第27条の2の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 3 新条例第37条第8項の規定は、この条例の施行の日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成16年9月30日条例第41号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第25条の規定は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成17年1月17日条例第1号)
- この条例は、平成17年3月7日から施行する。
- 附 則(平成17年3月31日条例第38号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成17年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成16年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成17年6月24日条例第45号)
- 改正 平成18年6月26日条例第40号
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第17条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、第7項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 2 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。))の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。
- 3 市は、平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第17条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。))については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第27条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第27条の8第1項の規定の適用については、同項中「第27条の3、第27条の4及び前条」とあるのは、「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取市条例第45号)附則第2条第3項」とする。
- 4 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。
- 5 市は、平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(新条例第17条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。))については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第27条の8第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第27条の8第1項の規定の適用については、同項中「第27条の3及び前2条」とあるのは、「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取市条例第45号)附則第2条第5項」とする。
- 6 新条例附則第19条の2の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。
- 7 新条例附則第20条(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)第5条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。))第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成17年法律第30号)の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第20条(新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。
- (5項…一部改正〔平成18年条例40号〕)
- 附 則(平成18年3月31日条例第33号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第84条及び附則第16条の2の改正規定並びに附則第4

- 年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 平成18年度分の個人の市民税に限り、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の鳥取市税条例(以下この項において「旧条例」という。)第17条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第29条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第29条の2第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。
- 3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- (市たばこ税に関する経過措置)
- 第4条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)(が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第81条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき321円
- (2) 新条例附則第16条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円
- 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第60号)別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)(第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第83条第2項、第87条第4項及び第5項並びに第87条の4の規定を適用する。この場合において、新条例第12条中「第87条第1項若しくは第2項、」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成18年鳥取市条例第33号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。)(附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第87条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第83条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第87条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第60号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第87条の4第2項中「第87条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第87条の2の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は返付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に返付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第87条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成17年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成18年6月26日条例第40号)
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第43条及び第44条の改正規定並びに附則第4条の規定 平成18年10月1日
- (2) 第29条の2第5項、第36条の4及び附則第9条の改正規定並びに別表を削る改正規定並びに次条第2項の規定 平成19年1月1日
- (3) 第27条の2及び第29条の2第1項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成20年1月1日
- (4) 第27条の8の改正規定(「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。)(並びに附則第7条の2及び第20条の4第3項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成20年4月1日
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)(第27条の3第1項及び第27条の6並びに附則第8条第2項、第17条第1項、第17条の2第1項、第17条の3第1項、第18条第1項及び第3項、第19条第1項、第19条の3並びに第20条の2第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第36条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。)(に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等(新条例第36条の2に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)(に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、鳥取市税条例附則第21条第3項の規定は、適用しない。
- 3 新条例第27条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 所得割の納税義務者が、平成19年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第27条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 5 新条例第27条の8及び附則第20条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 第3条 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この項において「合計課税所得金額」という。)(が、新条例第27条の6第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第17条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第19条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額(同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び新条例附

が零を下回る場合には、零とする。)を、新条例中所得割に関する部分(新条例第27条の8の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。

- (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第27条の3の規定による所得割の額から新条例第27条の6の規定による控除額を控除した金額
- (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の鳥取市税条例(以下この号において「旧条例」という。)附則第21条第3項の規定により読み替えられた旧条例第27条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額
- 2 鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取市条例第45号)附則第2条第5項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分(新条例第27条の8の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取市条例第45号)附則第2条第5項の規定による所得割の額」とする。
- 3 第1項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日)までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 4 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第1項の規定を適用することができる。
- 5 市長は、第1項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第27条の8第1項の規定により控除された金額及び同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 6 市長は、前項の規定により還付する場合において、その還付を受ける納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付する金額をこれに充当する。
- 7 市長は、第1項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、第1項の規定による減額(以下この項において「特例減額」という。)をした場合にあっては、その旨(第5項又は前項の規定による還付又は充当をした場合にあっては、その旨を含む。)を、特例減額をしない場合にあっては、その旨を、遅滞なく、通知する。
- 8 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の14第1項の規定は、第6項の規定による充当について準用する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 第4条 新条例第43条及び第44条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(鳥取市税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 第5条 鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取市条例第45号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成18年12月28日条例第67号)
この条例中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
附 則(平成19年3月26日条例第2号抄)
(施行期日)
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成19年3月30日条例第26号)
(施行期日)
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
2 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)
3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成18年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
附 則(平成19年6月26日条例第30号)
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第149条第2項及び附則第26条の改正規定 平成19年10月1日
(2) 附則第17条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日
(3) 第16条の改正規定及び次項の規定 信託法(平成18年法律第108号)の施行の日
(4) 附則第19条の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日
(経過措置)
2 改正後の第16条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限る、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託(以下この項において「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。
附 則(平成20年4月30日条例第29号)
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(個人の市民税に関する経過措置)
2 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第20条第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の公布の日前」とする。
4 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第20条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第19条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第19条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする」とする。
(法人の市民税に関する経過措置)
5 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
6 旧条例第16条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。
7 新条例第24条の規定(同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第24条第2項の表の第1号中法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。
8 施行日から平成20年12月1日の前日までの間における新条例第24条第2項の規定の適用については、同項の表の

エ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)

オ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この表において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から9号までにおいて「従業員数の合計数」という。)が50人以下のもの

」とあるのは、「

ウ 保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(ア及びイに掲げる法人を除く。)

エ 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下この表において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から9号までにおいて「従業員数の合計数」という。)が50人以下のもの

」とする。

- (固定資産税に関する経過措置)
- 9 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 10 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 附 則(平成20年6月20日条例第31号)
- 改正 平成21年3月31日条例第20号
- 平成23年9月22日条例第31号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第37条の改正規定 公布の日
- (2) 第33条の10及び第42条の改正規定、附則第21条の改正規定並びに附則第26条の改正規定(「第58項」を「第59項」に改める部分を除く。)並びに附則第22項の規定 平成20年12月1日
- (3) 附則第20条の4の改正規定(第3項の改正規定に限る。)並びに附則第18項及び第19項の規定 平成21年1月1日
- (4) 附則第8条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。)、附則第16条の3の改正規定、附則第19条の5の改正規定、同条を附則第19条の6とする改正規定及び附則第19条の4の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項から第12項までの規定 平成22年1月1日
- (5) 附則第19条第1項及び第19条の3の改正規定並びに附則第13項から第17項までの規定 平成22年4月1日
- (6) 附則第26条の改正規定(「第58項」を「第59項」に改める部分に限る。) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第49号)の施行の日
- (本項…一部改正〔平成21年条例第20号〕)
- (市民税に関する経過措置)
- 2 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第33条の6の2から第33条の6の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第27条の7及び附則第7条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第27条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。
- 4 新条例附則第4条の2の規定は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。
- 5 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第7条の4の規定の適用については、同条中「附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項」とあるのは「附則第16条の4第1項」と、同条第5号中「附則第16条の3第1項、附則第17条第1項」とあるのは「附則第17条第1項」とする。
- 6 新条例附則第8条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の鳥取市税条例(以下「旧条例」という。)附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。))に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。
- (本項…一部改正〔平成21年条例第20号・23年31号〕)
- 8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第16条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第16条の3第1項」とあるのは、「附則第16条の3第1項(鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成20年鳥取市条例第31号)附則第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。))とする。
- 9 新条例附則第19条の6第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第19条の6第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第16条の3第1項前段の規定により」とする。
- 10 新条例附則第19条の5の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。
- (本項…一部改正〔平成21年条例第20号〕)
- 11 新条例附則第19条の6の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第19条の5第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- (旧12項…繰上〔平成21年条例第20号〕)
- 12 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第19条の6第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第19条第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第19条第1項並びに附則第19条の3の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。))とする」とする。
- (旧14項…繰上〔平成21年条例第20号〕)
- 13 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日に行った旧条例附則第19条の3に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- (旧15項…繰上〔平成21年条例第20号〕)
- 14 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新条例附則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。))については、新条例附則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法に合致するもの

株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。

(旧16項…一部改正・繰上〔平成21年条例20号〕、本項…一部改正〔平成23年条例31号〕)

- 15 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第19条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成20年鳥取市条例第31号)附則第14項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

(旧17項…一部改正・繰上〔平成21年条例20号〕)

- 16 新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(新条例附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(旧18項…一部改正・繰上〔平成21年条例20号〕)

- 17 新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合における第14項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(新条例附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」とする。

(旧19項…一部改正・繰上〔平成21年条例20号〕)

- 18 新条例附則第20条の4第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

(旧20項…繰上〔平成21年条例20号〕)

- 19 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

(旧21項…一部改正・繰上〔平成21年条例20号〕、本項…一部改正〔平成23年条例31号〕)

(固定資産税に関する経過措置)

- 20 新条例第42条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第80号)第34条の法人に係る固定資産税に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(旧22項…繰上〔平成21年条例20号〕)

附 則(平成20年9月24日条例第43号)

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第4項の規定は、同年6月4日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成21年4月1日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第1条の規定による改正前の鳥取市税条例附則第10条の2第3項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 第2条の規定による改正後の鳥取市税条例附則第10条の2第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成20年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月25日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7条の3第3項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次項の規定 平成22年4月1日

(2) 附則第20条の2第1項の改正規定 平成23年1月1日

(3) 第37条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日

(経過措置)

- 2 改正後の附則第7条の3第3項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る同項に規定する市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第33条の3第2項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

- 4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月25日条例第29号)

改正 平成23年9月22日条例第31号

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の3の次に2条を加える改正規定及び第37条第8項の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日

(2) 附則第19条の3の改正規定及び次条第5項の規定 平成27年1月1日

(3) 第37条第6項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日

(本条…一部改正〔平成23年条例31号〕)

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 この条例の施行の際現に法人の市民税の均等割の減免を受けている認可地縁団体は、改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)第25条第1項の規定による法人の市民税の均等割を課さないこととされた者とみなす。

- 2 新条例第29条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書(同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。)に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 新条例第12条、第24条、第33条の7及び第33条の9の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に解散(合併による解散を除く。)(が行われる場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散(合併による解散を除く。)(が行われる場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(6項…一部改正〔平成23年条例第31号〕)

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 施行日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 施行日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)(が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第81条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)(又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)(を施行日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次の号に掲げる製造たばこを除く。)(1,000本につき1,320円

(2) 新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式による申告書を施行日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、当該申告書に記載した市たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)(第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第12条、第83条第2項、第87条第4項及び第5項並びに第87条の4の規定を適用する。この場合において、新条例第12条中「第87条第1項若しくは第2項、」とあるのは「鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成22年鳥取市条例第29号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。)(附則第3条第4項、)と、同条第2号及び第3号中「第87条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第83条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第87条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第27号)別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第87条の4第2項中「第87条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第87条の2の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第87条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

附 則(平成23年3月31日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取市税条例の規定は、平成23年3月27日から適用する。

附 則(平成23年5月17日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鳥取市税条例の規定は、平成23年4月27日から適用する。

附 則(平成23年7月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第31号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第10条の2第4項、第7項及び第8項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成23年10月20日

(2) 第1条中第19条第1項、第29条の4第1項、第36条の10第1項、第49条第1項、第61条第1項及び第77条第1項の改正規定、第87条の3の次に1条を加える改正規定、第90条の次に1条を加える改正規定、第92条第1項及び第125条第1項の改正規定、第131条の2を第131条の3とし、第131条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(3) 第1条中附則第27条の次に1条を加える改正規定 平成24年1月1日

(4) 第1条中附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(5) 第1条中附則第26条の改正規定 港清法及び特定外資埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第9号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)(第27条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の鳥取市税条例附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)附則第1条第10号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)(の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月22日条例第6号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第84条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

2 この条例(前項各号に掲げる改正規定を除く。)(による改正後の鳥取市税条例附則第27条の規定は、平成23年12月14日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月31日条例第28号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の鳥取市税条例(以下この項及び次条において「旧条例」という。)附則第12条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号。次項及び次条において「平成24年改正法」という。)附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第12条第2項	前項	附則第12条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第12条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第12条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(固定資産税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条	又は第13条の2	若しくは第13条の2又は鳥取市税条例の一部を改正する条例(平成24年鳥取市条例第28号。以下「平成24年改正条例」という。)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の鳥取市税条例(以下「平成24年改正前の条例」という。)附則第12条第2項若しくは第4項
	又は第13条	若しくは第13条又は平成24年改正条例附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項
附則第15条第1項	附則第12条	附則第12条又は平成24年改正条例附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第12条第2項若しくは第4項

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第22条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び同条第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第22条第2項	前項	附則第22条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第22条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第22条第1項

(市民税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第28条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月26日条例第30号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第2項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の鳥取市税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例第27条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成24年4月1日以後に支出する租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市内に事務所又は事業所を有する認定特定非営利活動法人等(同条第1項に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。))に対するものに限る。)について適用する。

2 前条第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の鳥取市税条例第29条の2第1項ただし書の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。)附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

鳥取市固定資産税及び都市計画税に係る減免措置取扱要領

1 趣旨

この減免措置取扱要領は、鳥取市税条例第58条の規定に基づく固定資産税及び都市計画税に係る減免の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

2 減免対象者

納税者から3～6の申し出があり、調査の結果減免をすることが適当と認められる者

3 貧困による場合(市税条例第58条第1項第1号)

(1) 法定納期限前に生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けているものが所有する固定資産に関しては、当該年度に納付すべき税額の全額を減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

(2) (1)に該当する者のうち、共有資産及び現有資産等に関しては、納税者の実態を調査のうえ持分割合等による負担部分を減免する。

(3) 生活保護受給開始に伴い年度途中に減免を行う場合は、受給開始決定日以後に納期の末日の到来するものについて減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

4 公益による場合(市税条例第58条第1項第2号)

賦課期日現在町内会、自治会その他これらに類する者が所有し、または他から無料で借り受けて公共的施設として直接その本来の用に供する固定資産であると認められるもので、法定納期限前に減免申請書の提出があったものを減免の対象とし、当該年度に納付すべき税額の全額を減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

5 災害による場合(市税条例第58条第1項第3号)

(1) 被害者が納付すべき当該年度の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて減免する。

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

(2) 火災については家屋及び償却資産のみ減免の対象とする。

(3) 減免率は次の基準により取り扱うものとする。

ア 農地または宅地

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

イ 家屋

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないか又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し大修理を必要とする場合で、当該家屋の価額の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価額の10分の4以上10分の6未満の価額を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価額の10分の2以上10分の4未満の価額を減じたとき	10分の4

ウ 償却資産

家屋に準じた取扱とする。

6 特別な事情のある場合(市税条例第58条第1項第4号)

(1) 同和対策に係る減免

鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱による。

(2) 公衆浴場に係る減免

鳥取市公衆浴場に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱による。

(3) その他の減免

減免を相当とする程度の強い公益性・理由があるものに限り当該年度に納付すべき税額を軽減又は全額を減免する。

(4) 生活困窮による減免

固定資産そのものの価値に着目して課税するものであり、同一価値の固定資産について所有者によって異なる税負担を求めることは適当でない等の事由に鑑み減免の対象から除く。

なお、従前の市税減免基準により講じられていた減免措置は、次の減免率により平成9年度から平成10年度の間において行う。

年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
減免率	70%の場合	50%	30%	0%
	60%の場合	30%	0%	
	50%の場合	30%	0%	
	30%の場合	0%		

ただし、既に納付されている税額についての減免(還付)はできないものである。

7 施行期日等

従前の市税減免基準(固定資産)は廃止する。

この減免措置取扱要領は、平成9年5月1日から施行する。

右正写致しました

弁護士 駒井重忠

